

かぬま男女共同参画プラン 2022

(令和4年度～令和8年度)

花と緑と清流のまち

笑顔あふれるやさしいまち



◇◇◇ 男女共同参画都市宣言 ◇◇◇

清らかな水と豊かな緑にいだかれ、

わたしたちは、思いやりや人情を育んできました。

いろいろな生き方が自由に選べるようになってきた今、

だれもが幸せに暮らせる社会を築くことが

わたしたちの願いです。

わたしたちは、

性別にも世代にも人種にもとられることなく、

対等な個人として互いを認め、

責任を分かち 協力し合います。

そして、男女の別なく あらゆる分野で

個性と能力を発揮できる鹿沼市をつくります。

男女が共にいきいきと輝き

笑顔があふれるまちをめざし、ここに、

鹿沼市が「男女共同参画都市」となることを宣言します。

平成24年3月4日

一人ひとりが輝き笑顔あふれる

男女共同参画社会の実現をめざして



少子高齢化の急速な進行や人口減少、ライフスタイルの多様化、自然災害の頻発化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。それに加え、新型コロナウイルス感染症に係る様々な影響により、働き方・暮らし方にも変革が求められています。そのような中、誰もが価値観や生き方が尊重され、一人ひとりが能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本市では、平成4年に「女性のための鹿沼市計画」を策定し、平成13年に「かぬま男女共同参画プラン」に名称を変更して以降、5年ごとにプランを策定し、各種施策を総合的に推進してきました。また、平成18年10月には、「鹿沼市男女共同参画推進条例」を制定、平成24年3月に「男女共同参画都市」宣言を行い、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取り組みを進めてきました。

本年4月から新たにスタートする「かぬま男女共同参画プラン2022」は、「第8次鹿沼市総合計画」に掲げる「花と緑と清流のまち 笑顔あふれる やさしいまち」を目指し、「鹿沼市男女共同参画推進条例」を具体化し、これまで以上に推進していくために、策定したものです。

人生100年時代を迎え、誰もが地域・職場・学校・家庭といったそれぞれの場所で個性と能力が発揮できるよう、市民・事業者・団体・関係機関の皆様との連携・協働・共創のもと、「一人ひとりが輝き笑顔あふれる男女共同参画社会の実現」を目指し、各種施策を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました鹿沼市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様から心から感謝を申し上げます。計画にあたってのあいさつと致します。

令和4年3月

鹿沼市長 佐藤 信

かぬま男女共同参画プラン2022

目次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体系	5

第2章 鹿沼市の男女共同参画に係る現状

1 統計データからみた市の現状	6
2 男女共同参画社会に関する意識調査結果	12
3 男女共同参画プラン 2017(平成29年度～令和3年度)の進捗状況	24

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すまちの姿	25
2 基本理念	25
3 基本目標	26
4 施策の体系	27

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 互いを認め合う男女共同参画社会に向けた意識づくり	29
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進	39
基本目標Ⅲ だれもが安心していきいき過ごせる社会づくり	49

第5章 計画の推進体制

1 総合的な推進体制の充実	66
2 数値目標	67

参考資料

・計画策定の経過	72
・諮問書・答申書	73
・鹿沼市男女共同参画審議会委員名簿	75
・鹿沼市男女共同参画推進条例	77
・鹿沼市男女共同参画審議会規則	81
・鹿沼市男女共同参画推進会議設置要綱	83
・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)	84
・男女共同参画社会基本法	92
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	97
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	111
・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	122
・男女共同参画に関する行政のあゆみ	124

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の急速な進行や人口減少、人生100年時代の到来、自然災害の頻発化や新型コロナウイルス感染症にかかる様々な影響など、社会環境は著しい変化を続けています。

このような中、男女が互いを尊重しながら、ともに支え、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することは、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

また、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)など誰もが分け隔てられることなく生活することができ、すべての人が幸福に感じられる社会を目指すことです。

国においては、令和2(2020)年に男女共同参画社会基本法に基づき「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」を策定し、男女共同参画への取組は持続可能な社会への重要課題としています。また、栃木県においても、令和3(2021)年に男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するための「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」を策定しました。

これまで本市では、平成29年に策定した「かぬま男女共同参画プラン2017」に基づいて、行政の各分野において男女共同参画の視点を取り入れながら推進を図ってきました。

現在の「男女共同参画プラン」は令和3年度で計画期間が終了することから、その成果や課題を継承し、鹿沼市男女共同参画推進条例に示された理念に基づき、「一人ひとりが輝き活力ある男女共同参画社会」を実現するために、新たな「かぬま男女共同参画プラン2022」(令和4年度～令和8年度)を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1)世界の動き

- 国際連合が「国際婦人年」と定めた昭和50(1975)年、メキシコで国際婦人年世界会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。これに基づき、女性の地位向上を目指した取組が世界的規模で進められてきました。また、国連総会で、1976年から1985年を「国連婦人の十年―平等・発展・平和」とすることが宣言されました。
- 平成7(1995)年の第4回世界女性会議(北京会議)では、女性の人権やエンパワーメントを促進する「北京宣言」が採択され、「行動綱領」で西暦2000年に向けて取り組むべき優先行動分野が示されました。

- 平成17(2005)年の第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)及び平成22(2010)年の第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」閣僚級会合)では、それぞれ、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価が行われました。
- 平成23(2011)年には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)が発足し、平成24(2012)年及び26(2014)年の国連婦人の地位委員会では、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントについて決議案が採択されました。
- 平成27(2015)年第56回国連婦人の地位委員会(「北京+20」閣僚級会合)では、「北京宣言及び行動綱領」について、これまでの取り組み状況のレビューと広報・啓発等が行われました。また、同9月に開催された、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)のひとつに、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが示されました。さらに、すべての目標とターゲットにおける進展において、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化が不可欠なものとして位置づけられました。
- 令和3(2021)年2月に世界経済フォーラムが発表した世界各国の男女格差を図る指数である「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は156か国中120位(前年は153か国中121位)に位置づいており、依然として男女間の格差が解消されていません。

(2)国の動き

- わが国における男女共同参画の取組は、国連を中心とした世界の動きと関連して進められてきました。昭和50(1975)年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和60(1985)年には「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、「男女雇用機会均等法」という。)が公布されました。
- 平成11(1999)年、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は「21世紀の最重要課題」に位置付けられました。さらに、平成12(2000)年、この「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、平成22(2010)年策定の3次計画、平成27(2015)年策定の4次計画、令和2(2020)年12月には、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向けた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
- 平成19(2007)年には、政府、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者で構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和(ワー

ク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成22(2010)年の改定を経て、男女双方の職業生活と家庭・地域生活の両立支援や次世代育成支援等が推進されました。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」は平成13(2001)年に施行され、平成16(2004)年及び平成20(2008)年には配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充等を規定した同法の改正法が施行されました。また、平成25(2013)年に改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされました。
- 平成25(2013)年に、日本再興戦略が策定され、「女性の活躍促進」が成長戦略の中核と位置付けられ、平成27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布、平成28(2016)年4月施行されました。
- 平成30(2018)年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

(3) 栃木県の動き

- 栃木県においては、平成8(1996)年に、プランを推進するために知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、女性の活動拠点として「パルティとちぎ女性センター(現在の「パルティとちぎ男女共同参画センター」)」が開館、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。
- 平成13(2001)年には、「栃木男女共同参画プラン」を策定、翌年には、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け「栃木県男女共同参画推進条例」(平成15年施行)を制定しました。この条例に基づいて、平成18(2006)年3月に「とちぎ男女共同参画プラン(二期計画)」が策定されました。
- 平成23(2011)年3月に「とちぎ男女共同参画プラン(三期計画)」を策定し、同年4月には、深刻化するDV被害等の新たな課題に対応するため、女性の相談・保護・自立支援の中核機関として「とちぎ男女共同参画センター」が開所しました。
- 平成27(2015)年には、庁内に部局横断的な「女性活躍推進プロジェクトチーム」を設置し、平成28(2016)年に「とちぎ男女共同参画プラン(四期計画)」を策定、また、県内官民一体となって女性の活躍推進の機運の醸成・啓発を図るため「とちぎ女性活躍応援団」を発足しました。
- 平成29(2017)年には、県内の中小・小規模企業における女性活躍や働き方の見直しを促進するため、「男女生き生き企業」認定・表彰制度を開始しました。
- 令和3(2021)年2月に男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するための「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」が策定されました。

(4) 鹿沼市の動き

- 昭和58(1983)年、婦人の地位向上を図るため、教育委員会に「婦人青少年係」を組織し、翌年、婦人問題施策を総合的に推進するため、庁内に「婦人行政部内推進会議」を、また、各団体の代表者等で構成される「鹿沼市婦人問題懇話会」を設置しました。
- 昭和61(1986)年に「婦人のための鹿沼市計画」(10年計画)を策定、平成3(1991)年には、青少年係と分かれて「女性課」となりました。翌年、計画書を「女性のための鹿沼市計画」として改定し、平成5(1993)年には、機構改革により「女性青少年課」となりました。
- 平成8(1996)年に計画書の見直しを図り「女性のための鹿沼市計画(二期計画)」を策定、平成13(2001)年には、男女共同参画社会基本法に基づき「かぬま男女共同参画プラン」を策定しました。同年、市全体として施策に取り組むため、女性青少年課を市長部局に移管、平成15(2003)年には男女共同参画担当部門は「人権女性課」に改編されました。
- 平成18(2006)年10月、「鹿沼市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画審議会が設置されました。平成19(2007)年3月には「かぬま男女共同参画プラン」(第四期計画)を策定しました。
- 平成24(2012)年3月、市を挙げて男女共同参画社会を実現することを目指し、「男女共同参画都市」を宣言しました。
- 平成24(2012)年度から「かぬま男女共同参画プラン2012」(第5期計画)、平成29(2017)年からは「かぬま男女共同参画プラン2017」(第6期計画)に基づき各種施策の取組を行いました。

3 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「鹿沼市男女共同参画推進条例」第7条第1項に基づく本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- この計画は、本市の上位計画である「第8次鹿沼市総合計画」の個別計画として「政策6なごやかさ-多様性を支える協働のまちづくり-(市民協働)」に基づく内容であり、他の関連計画との整合性を図っていくほか、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」を勘案するとともに、国際社会共通の目標である持続可能な開発目標「SDGs」を念頭に置いています。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「DV対策基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」をその一部が兼ねるものです。
- この計画における「女性」とは、戸籍上の性別を基本に、女兒、若年女性を含むあらゆる年代の女性への支援や必要な保護の視点から取り組むべき施策を策定しています。性的指向・性自認(性同一性)等に関することについては、現在広く議論が行われているところであり、こうしたことも含め、多様性を尊重した計画とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度まで5年間とします。

令和4年度 (2022)年度	令和5年度 (2023)年度	令和6年度 (2024)年度	令和7年度 (2025)年度	令和8年度 (2026)年度
「かぬま男女共同参画プラン 2022」				

5 計画の策定体系

この計画は、令和2(2020)年7月から8月にかけて実施した「男女共同参画に関する意識調査」を基礎資料とし、庁内組織としての策定体制である「鹿沼市男女共同参画行政庁内推進会議」により全庁的に施策の検討を行いました。

また、鹿沼市男女共同参画審議会からの意見聴取を経て、「かぬま男女共同参画プラン2022」に対するパブリックコメント(意見募集)を令和3年12月1日から令和3年12月28日まで実施し、本計画を策定しました。

第2章 鹿沼市の男女共同参画に係る現状

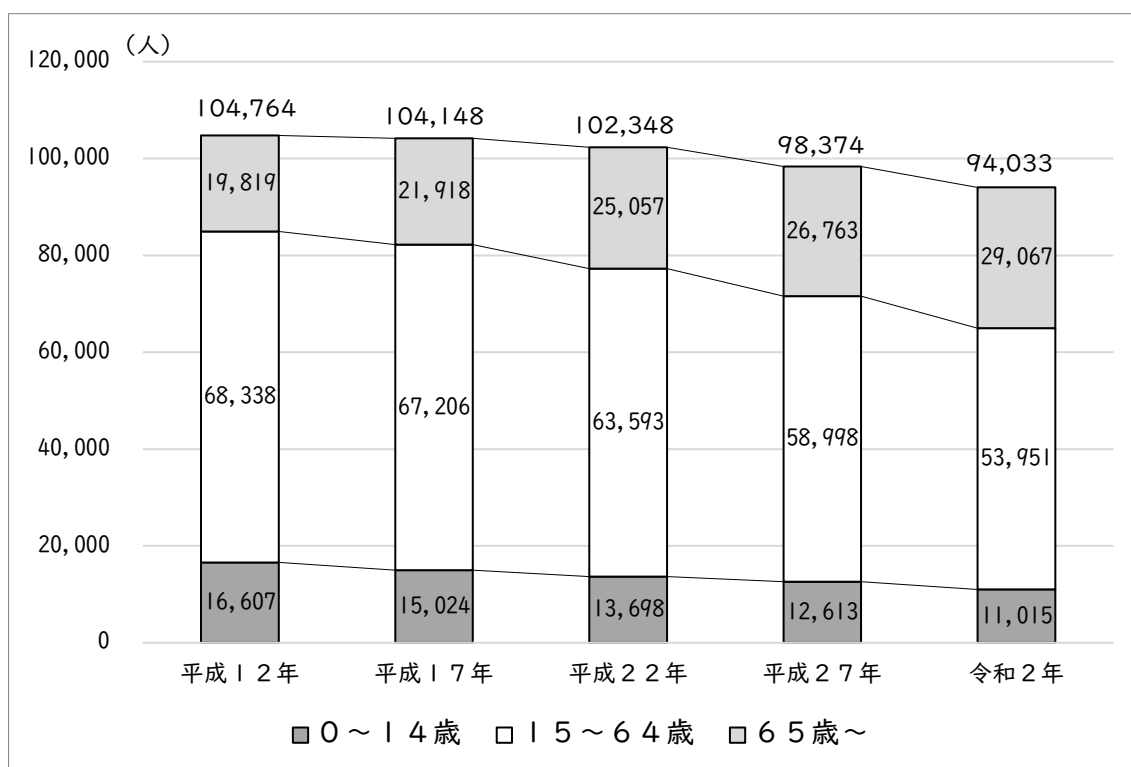
1 統計データからみた市の現状

(1)人口の推移

本市の総人口は、減少傾向にあり、平成12年での104,764人に対し、令和2(2020)年では94,033人と10,731人の減少となっています。

また、年齢階層別人口割合の推移をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)はともに減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は急速に増加しており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率の推計値は、令和2(2020)年で30.9%となっています。

鹿沼市の人口及び年齢階層別人口の推移



資料 国勢調査(各年10月1日現在)

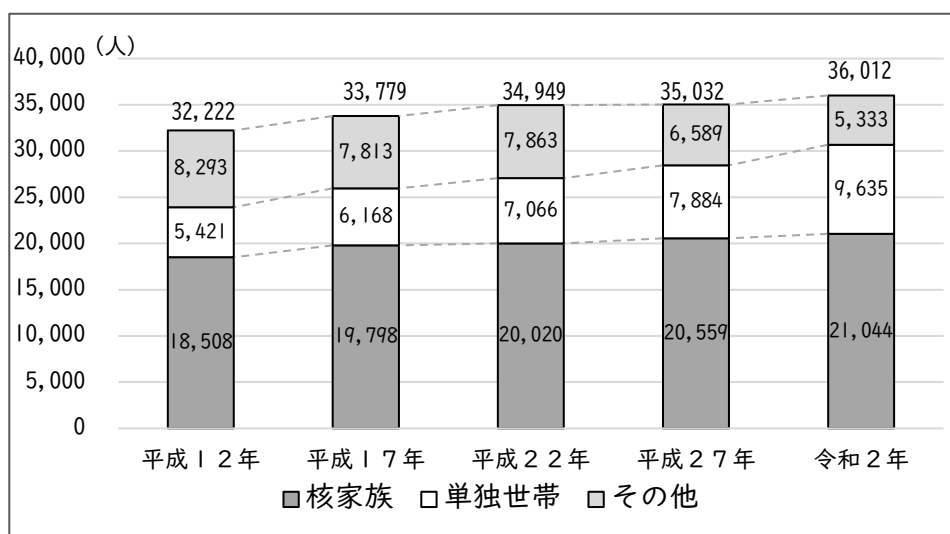
平成17年までは旧鹿沼市、旧粟野町の合計値

(2)家庭類型の推移

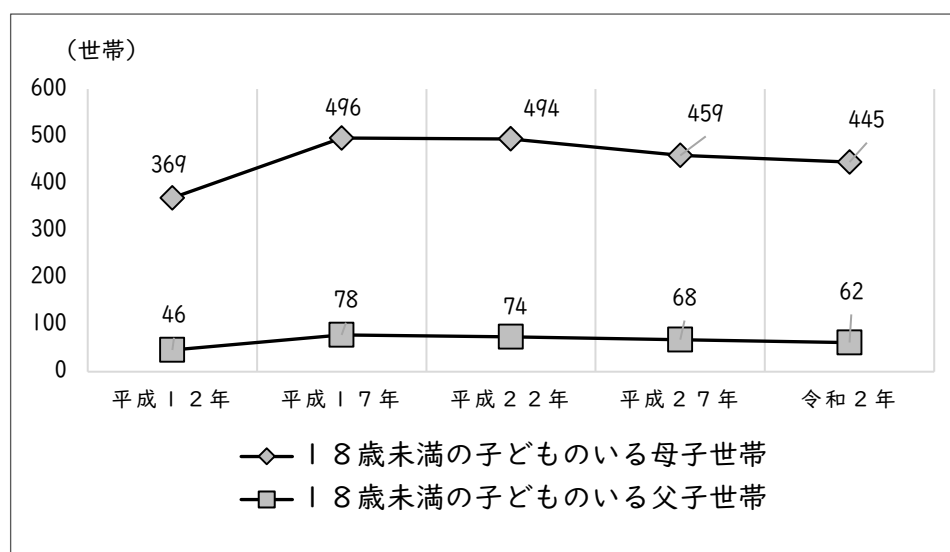
人口の減少が進む一方で、一般世帯数の総数は増加が続いています。世帯区分別の内訳は平成12年以降、単身世帯と核家族世帯が増加し、その他世帯(三世帯同居等世帯)は減少しています。特に、単身世帯は、平成17年から平成22年までの5年間で898世帯、平成22年から平成27年までの5年間で818世帯増加しています。

18歳未満の子どものいるひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は平成12年から平成17年にかけて127世帯(34.4%)増加しましたが、その後は横ばいとなっています。また、父子世帯数は、70世帯前後で推移しています。

世帯の推移



ひとり親世帯の推移



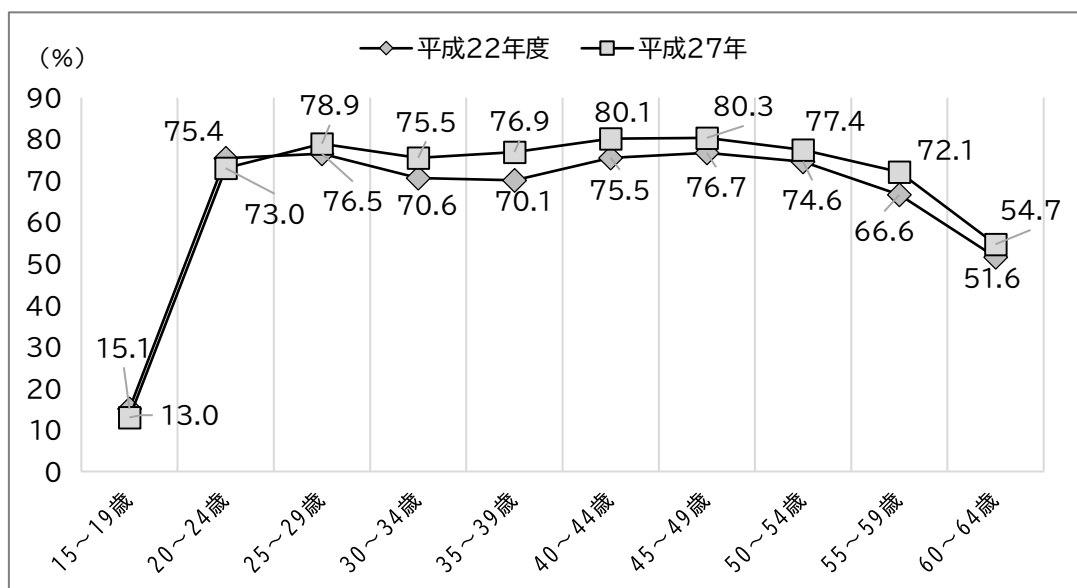
いずれの図も 資料 国勢調査(各年10月1日現在)

平成17年までは旧鹿沼市、旧粟野町の合計値

(3)女性の就業の状況

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は、平成22(2010)年に比べて平成27(2015)年で上昇し、M字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移



資料 国勢調査(各年10月1日現在)
既婚女性の年齢別就業率の推移

(4)女性の参画状況

年	審議会等に占める女性委員の割合					市管理監督職に占める女性職員の割合			市議会議員に占める女性議員の割合			自治会長に占める女性の割合		
	審議会等数	女性を含む審議会等数	委員数	女性委員数	女性比率(%)	職員数	女性職員数	女性比率(%)	議員数	女性議員数	女性比率(%)	自治会長数	女性自治会長数	女性比率(%)
H29	45	37	610	137	22.5	86	2	2.3	23	3	13.0	145	0	0
H30	46	39	612	147	24	87	4	4.5	23	3	13.0	144	1	0.7
R1	51	40	607	132	21.7	85	4	4.7	22	3	13.6	147	0	0
R2	54	42	691	148	21.4	84	4	4.8	24	4	16.7	147	0	0
R3	54	42	680	145	21.3	85	6	7.1	23	3	13.0	147	0	0

各年4月1日現在

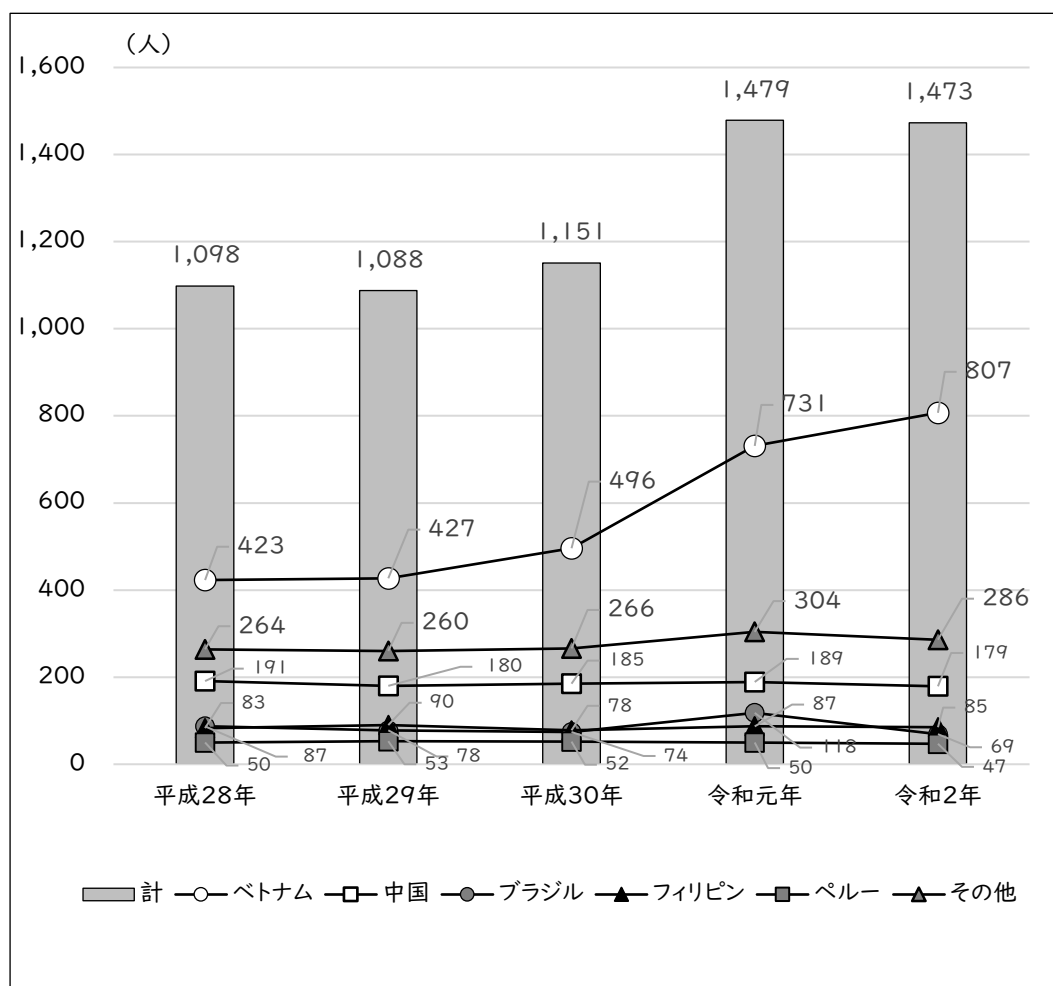
(5)外国人住民人口の推移

本市の令和2年12月31日時点での外国人住民数は、40の国と地域からの1,473人で、平成28年からの5年間で375人(34.2%)増加しました。

国別人口では、令和2年12月31日時点で、アジアと南米の国が上位5位までを占めています。

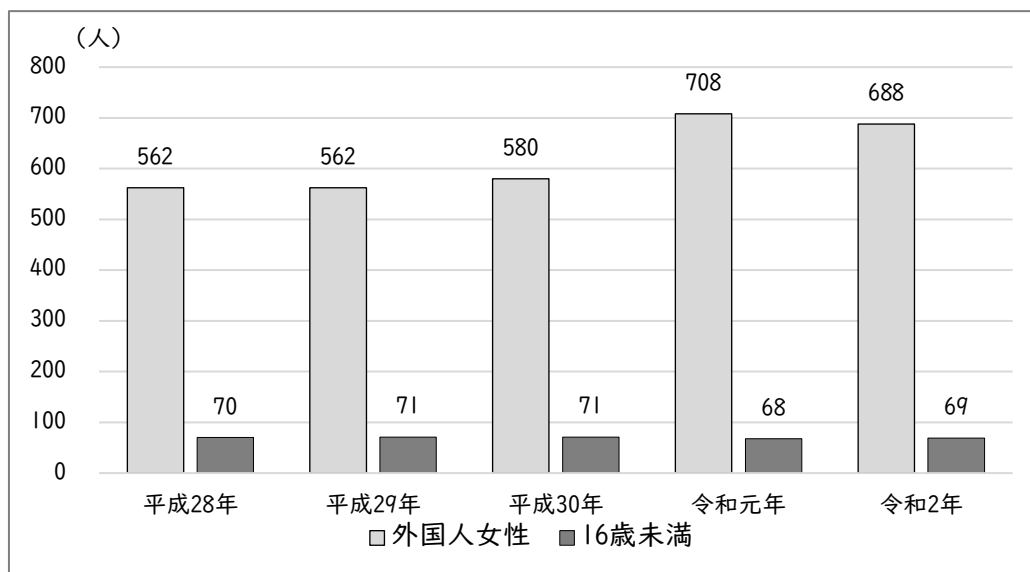
外国人の女性の人口も増加傾向にあり、令和2年12月31日時点で女性は688人となっており、5年間で126人(22.4%)増加しています。16歳未満の子どもは69人と5年間で横ばいとなっています。

外国人住民の人口の推移



出典:鹿沼市(各年12月31日時点)

外国人の女性と16歳未満の子ども人口の推移



出典：鹿沼市（各年12月31日時点）

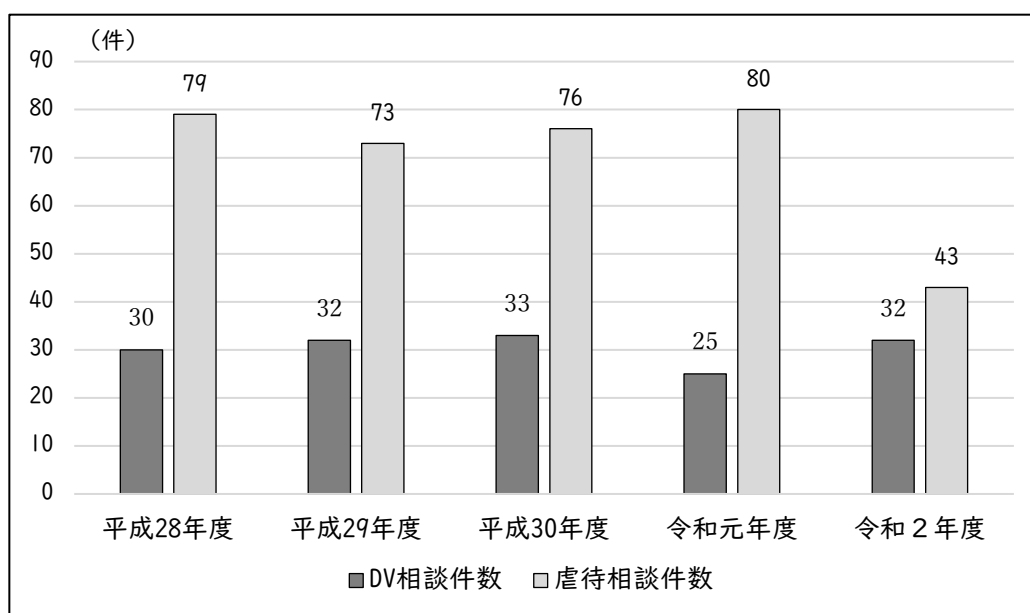


(6)DV 等相談件数の推移

本市のDVに関する相談件数は、年により増減がみられますが、令和元年度は25件、令和2年度は32件となっており増加の傾向がみられます。

また、虐待関係の相談件数の推移は年度によりばらつきがあります。

鹿沼市におけるDV相談件数及び虐待相談件数の推移



出典：鹿沼市

2 男女共同参画社会に関する意識調査結果

◆ 調査の概要

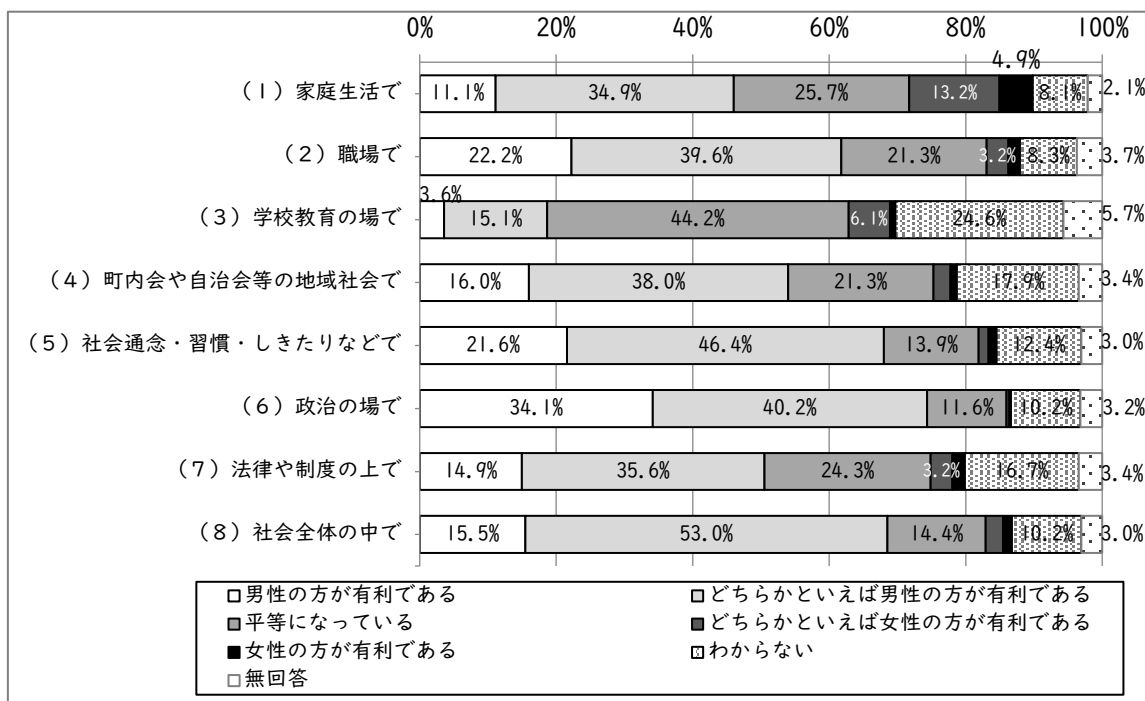
意識調査	
調査対象	市内在住の満18歳以上の男女(基準日7月1日現在)
標本数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳からの男女別年齢階層による等間隔無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年7月31日(金)～8月17日(月)
回収結果	有効回収数 756件 有効回収率 37.8%

◆ 主な調査結果

(1) 男女平等に関する意識について

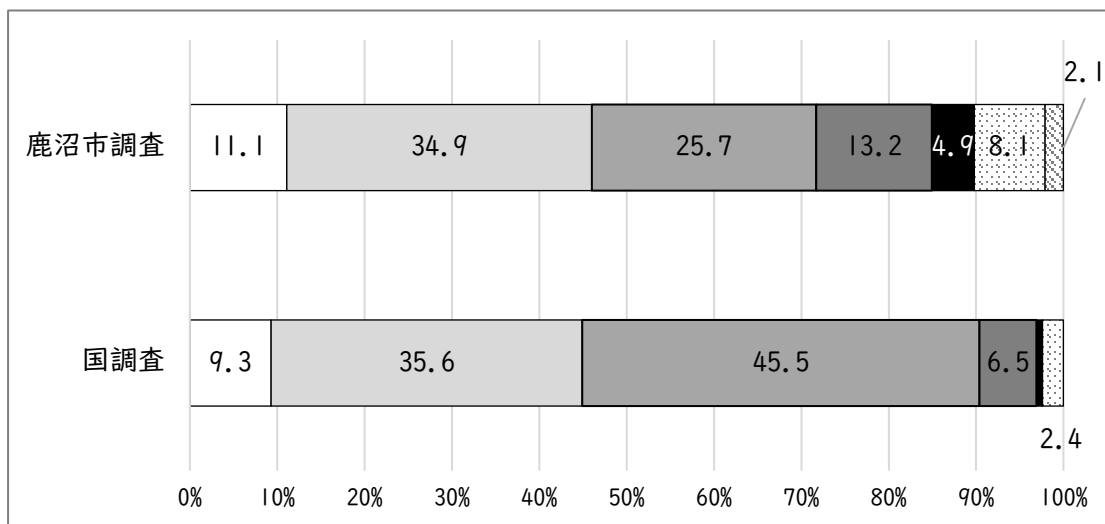
① 男女平等について

『男性有利(計)』では、「政治の場で」(74.3%)が最も高く、次いで「社会通念・慣習・しきたり」(68.0%)が高くなっています。また、『女性有利(計)』では、「家庭生活で」(18.1%)が最も高く、『平等』では「学校教育の場で」(44.2%)、「家庭生活で」(25.7%)、「法律や制度の上で」(24.3%)などが高くなっています。



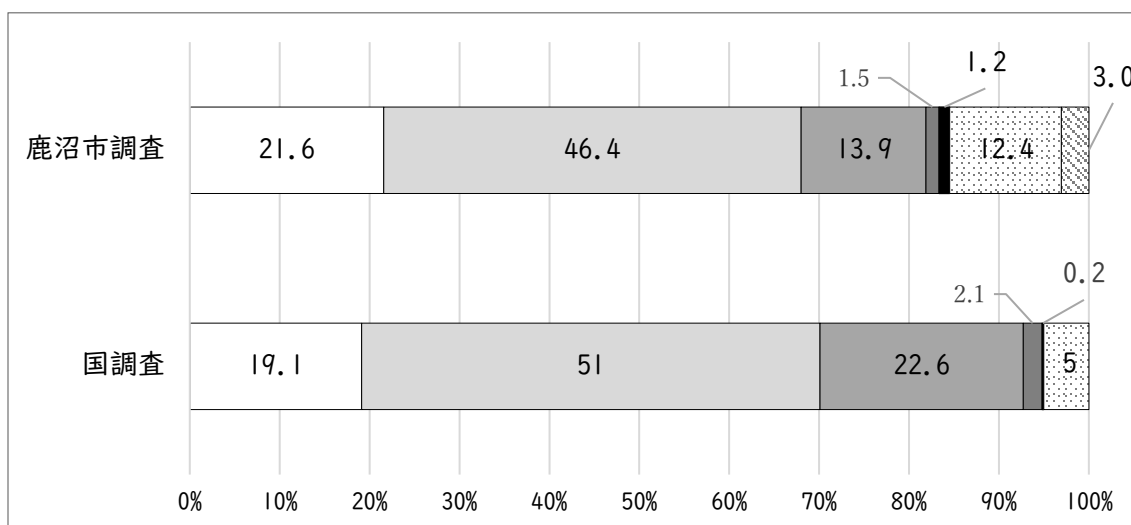
〔家庭生活〕

「男性の方が有利である(どちらかといえば男性の方が有利であるを含む)」の割合が46.0%、「平等になっている」の割合が25.7%、「女性の方が有利である(どちらかといえば女性の方が有利であるを含む)」の割合が18.1%となっています。国調査と比較すると、「男性の方が有利である(どちらかといえば有利であるを含む)」が1.1ポイント高く、「男女平等になっている」が19.8ポイント低くなっています。



〔社会通念や慣習、しきたりで〕

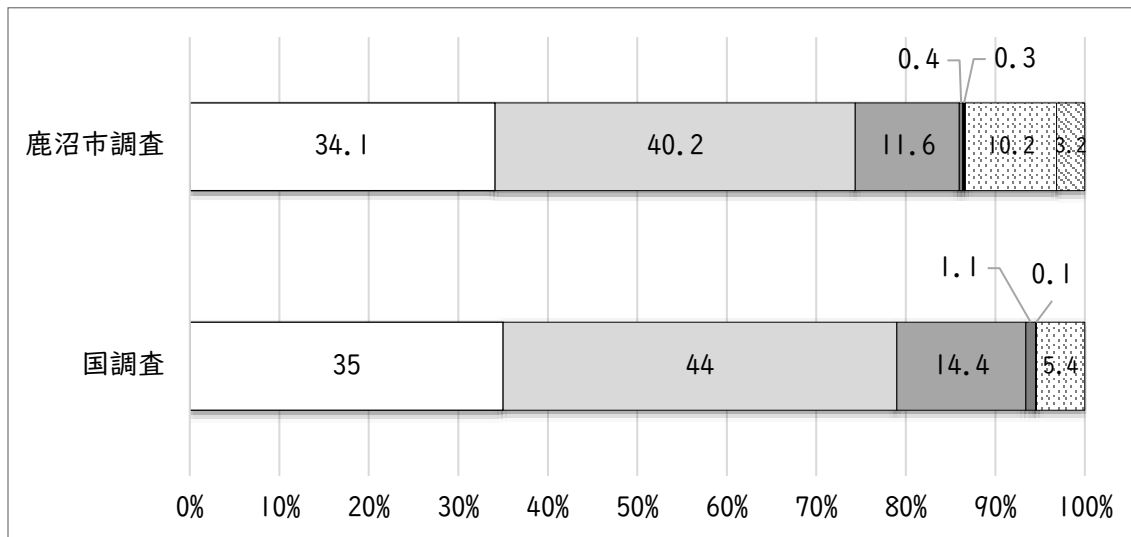
「男性の方が有利である(どちらかといえば男性の方が有利であるを含む)」の割合が68.0%、「平等になっている」の割合が13.9%、「女性の方が有利である(どちらかといえば女性の方が有利であるを含む)」の割合が2.7%となっています。国調査と比較すると、「平等になっている」が8.7ポイント低くなっています。



〔政治の場で〕

「男性の方が有利である(どちらかといえば男性の方が有利であるを含む)」の割合が74.3%、「平等になっている」の割合が11.6%、「女性の方が有利である(どちらかといえば女性の方が有利であるを含む)」の割合が0.7%となっています。

国調査と比較すると、「平等になっている」が2.8ポイント低くなっています。



資料:国調査 内閣府男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年9月)

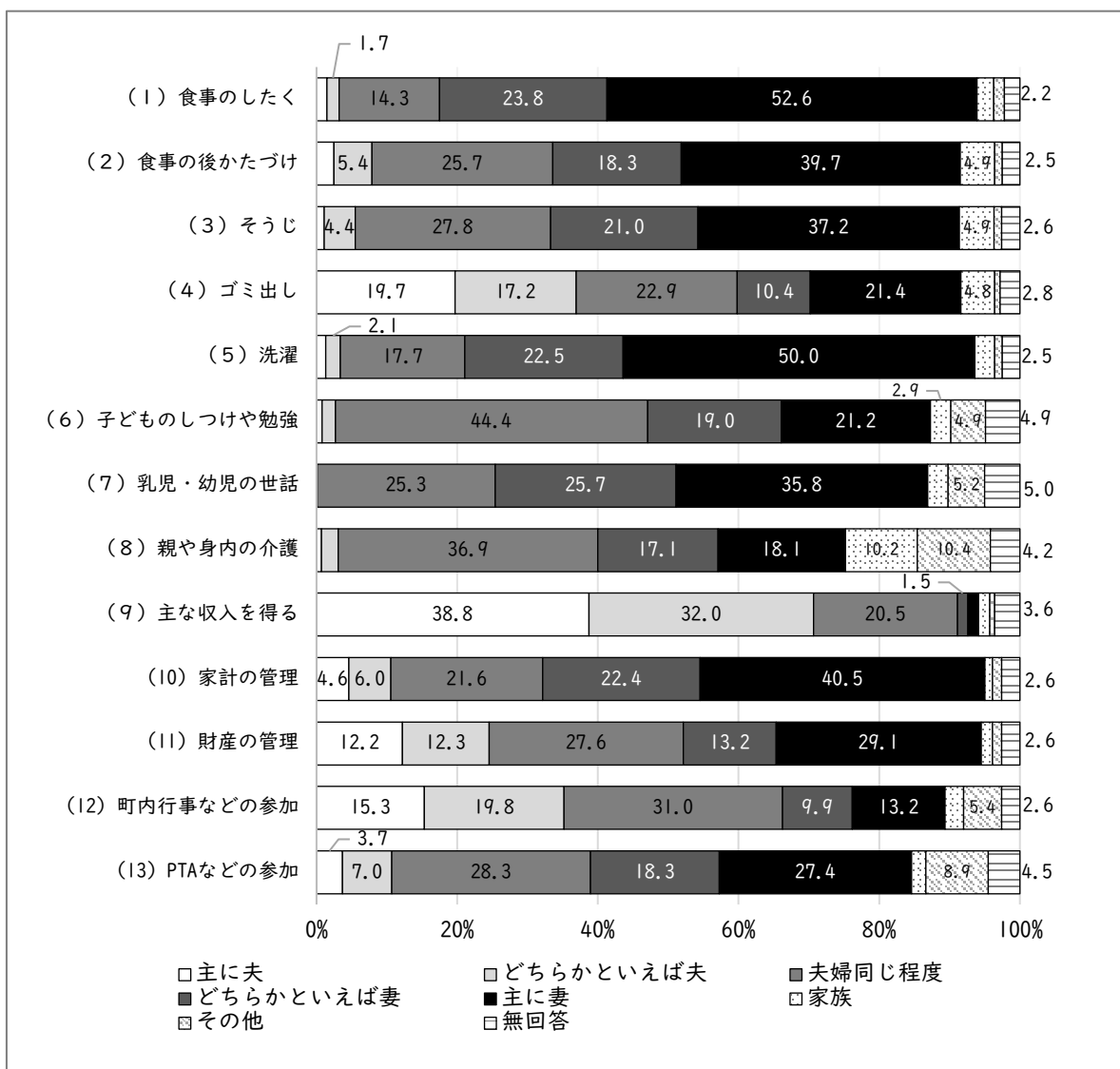
凡例表示

<input type="checkbox"/>	男性の方が有利である	<input type="checkbox"/>	どちらかといえば男性の方が有利である
<input type="checkbox"/>	平等になっている	<input type="checkbox"/>	どちらかといえば女性の方が有利である
<input type="checkbox"/>	女性の方が有利である	<input type="checkbox"/>	わからない
<input type="checkbox"/>	無回答		

(2)家庭生活等について

① 家庭での役割分担について

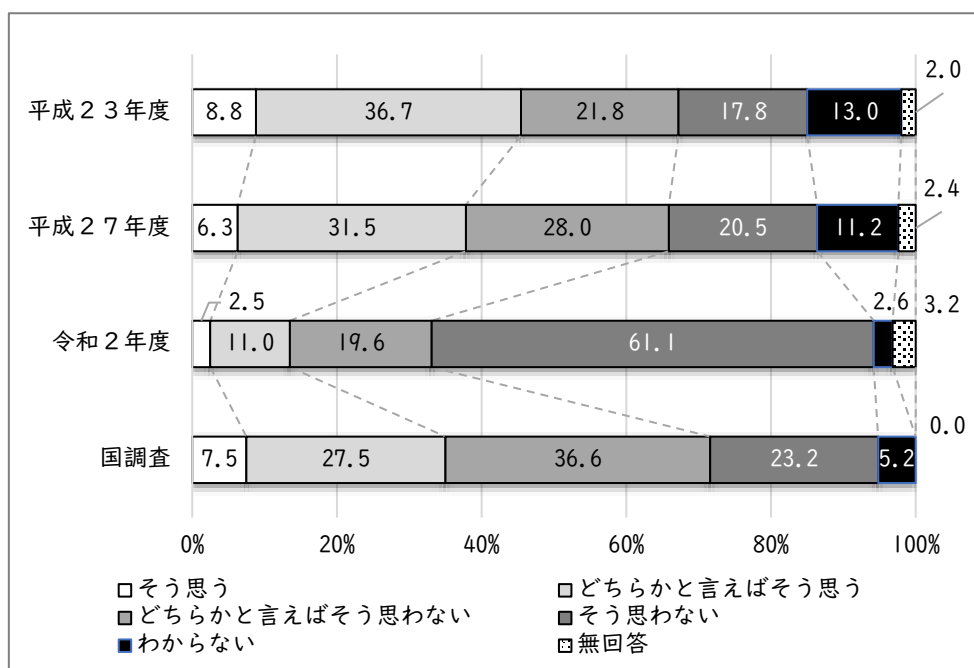
「主に夫」「どちらかといえば夫」を合わせた項目『夫(計)』で最も多いのは、「主な収入を得る」(70.8%)となっています。「夫婦同じ程度」では「子どものしつけや勉強」(44.4%)が高く、「主に妻」「どちらかといえば妻」を合わせた項目『妻(計)』では「食事のしたく」(76.5%)、「洗濯」(72.5%)が7割を超えています。また、「家族」では「親や身内の介護」(10.2%)が高くなっています。



② 固定的性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の問いに「そう思う(どちらかといえばそう思うを含む)」の割合が 13.5%、「そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)」の割合が 80.7%となっています。

国調査と比較すると、「そう思う(どちらかといえばそう思うを含む)」の割合が 21.5 ポイント低く、「そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)」の割合が 20.9 ポイント高くなっています。

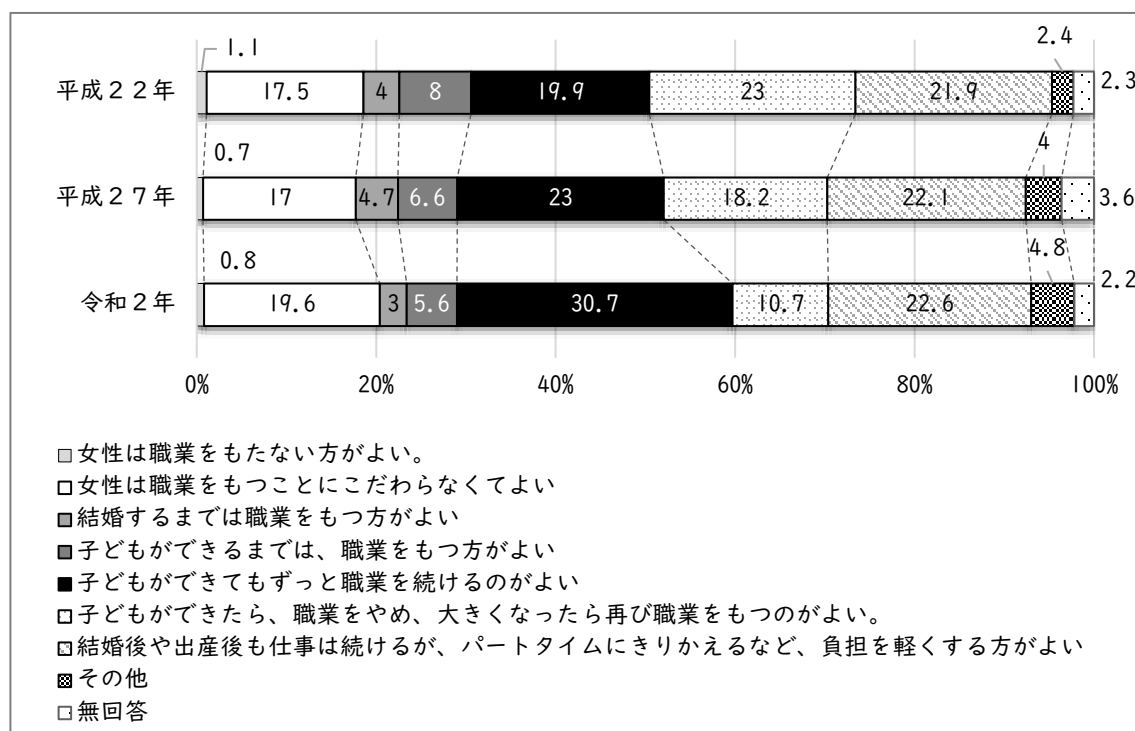


(3)男女の働き方や女性の社会進出について

① 女性が職業を持つことについて

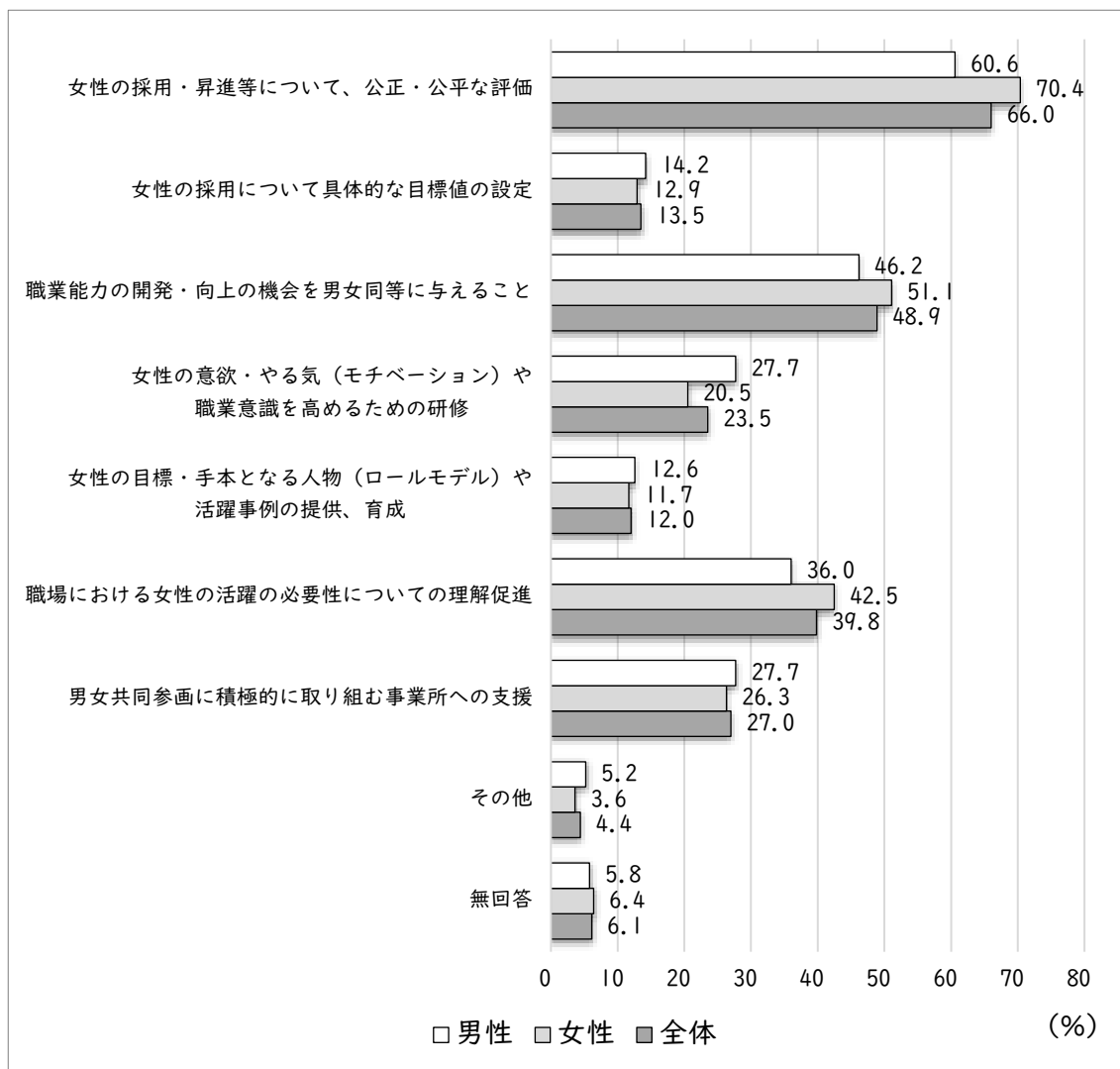
「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が 30.7%と最も高く、次いで「結婚後や出産後の仕事は続けるが、パートタイムなど負担を軽くする方がよい」が 22.6%、「女性は職業をもつことにこだわらなくてもよい」が 19.6%となっています。

前回調査と比べると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が 7.7 ポイント増加し、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が 7.5 ポイント減少しています。



② 働く場において女性の活躍を推進するために必要な支援について

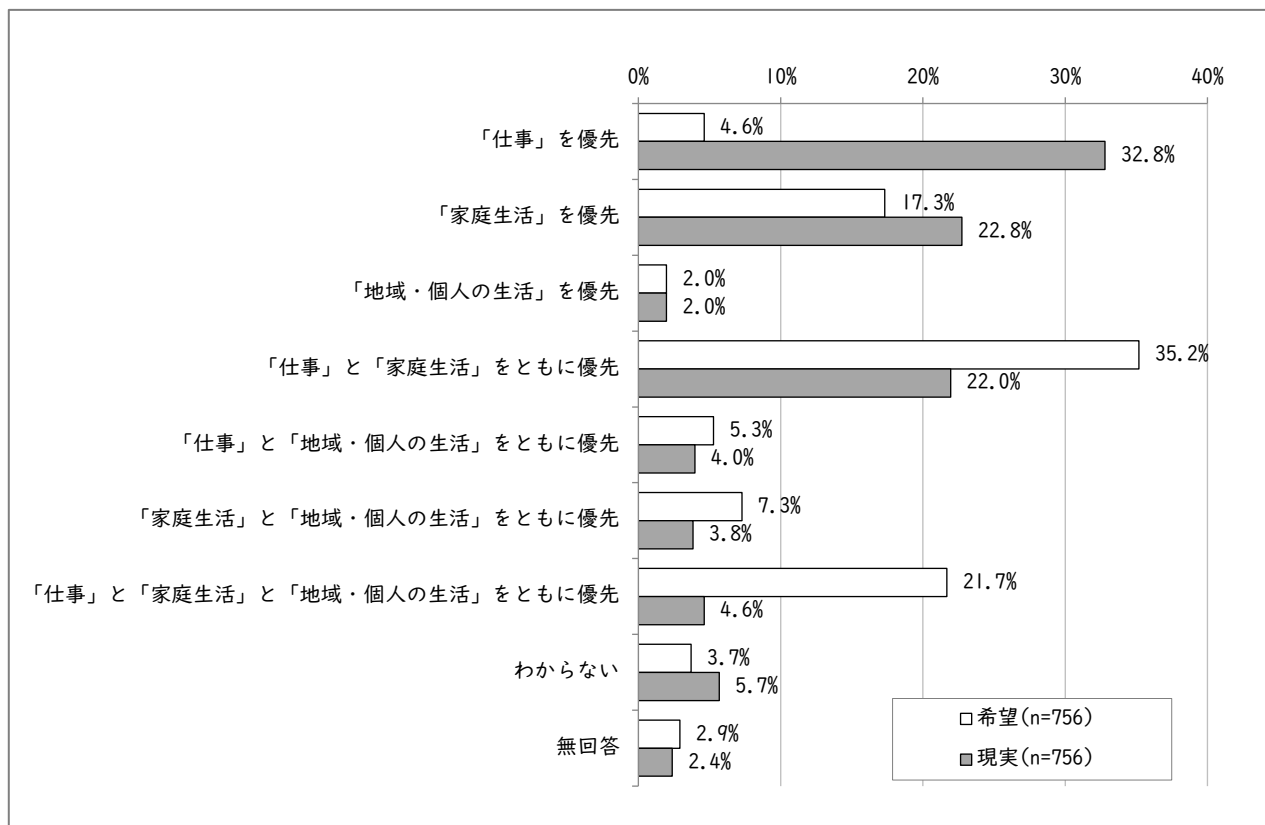
「女性の採用・昇進等について、公正・公平な評価」が66.0%と最も高く、次いで「職業能力の開発・向上の機会を男女同等に与えること」が48.9%、「職場における女性の活躍の必要性についての理解促進」が39.8%となっています。



(4)ワーク・ライフ・バランスについて

①「仕事」「家庭生活」等の優先度について

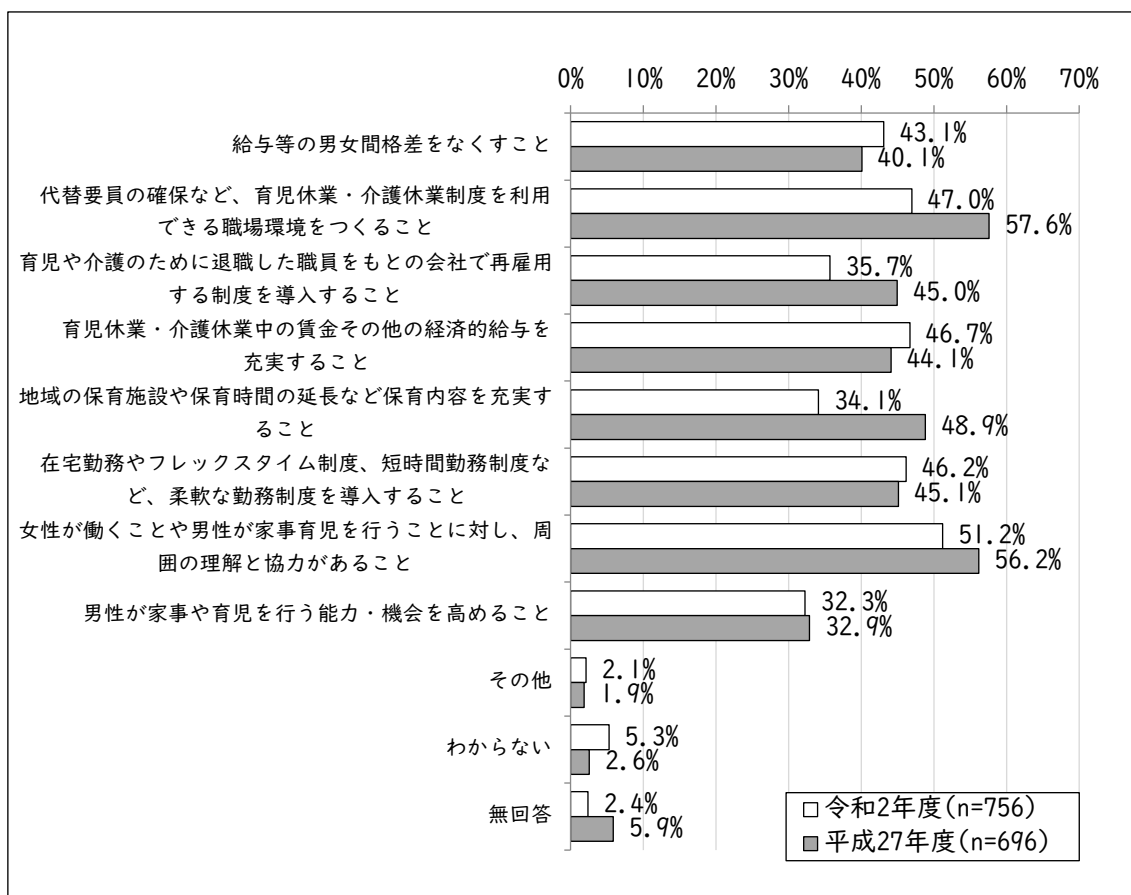
生活において「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のどれを優先するかをみると、希望としては「仕事」と「家庭生活」をともに優先させたいと望む方が最も多い状況ですが、現実には「仕事」を優先している方が最も多い状況です。



② 仕事と家庭を両立していくために必要な条件について

「女性が働くことや男性が家事育児を行うことに対し、周囲の理解と協力があること」が51.2%で最も高く、次いで「代替要因の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」が47.0%、「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること」が46.7%となっています。

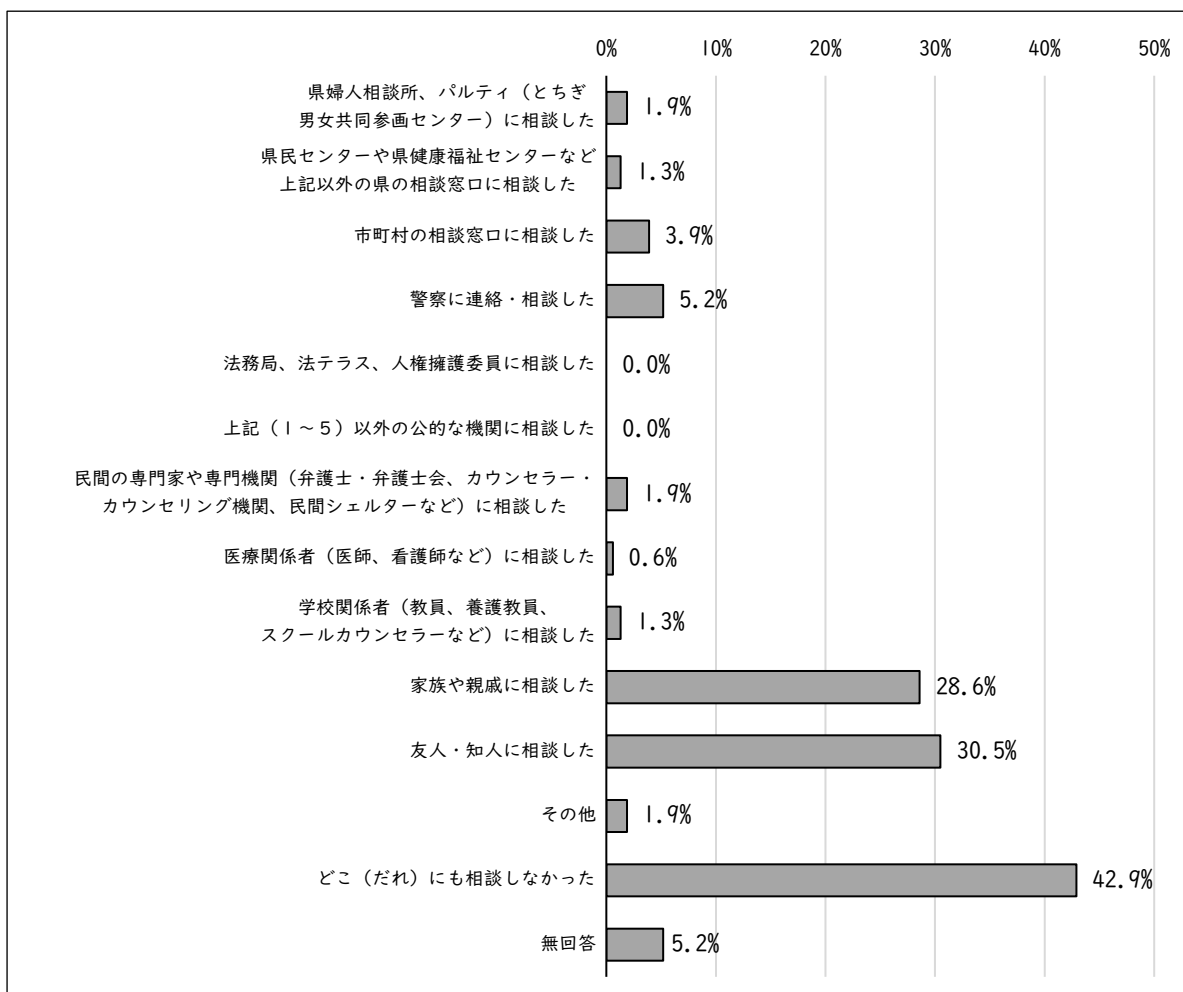
前回調査と比較すると、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」、「地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること」がともに10ポイント以上低くなっています。



(5) 配偶者や女性に対する暴力について

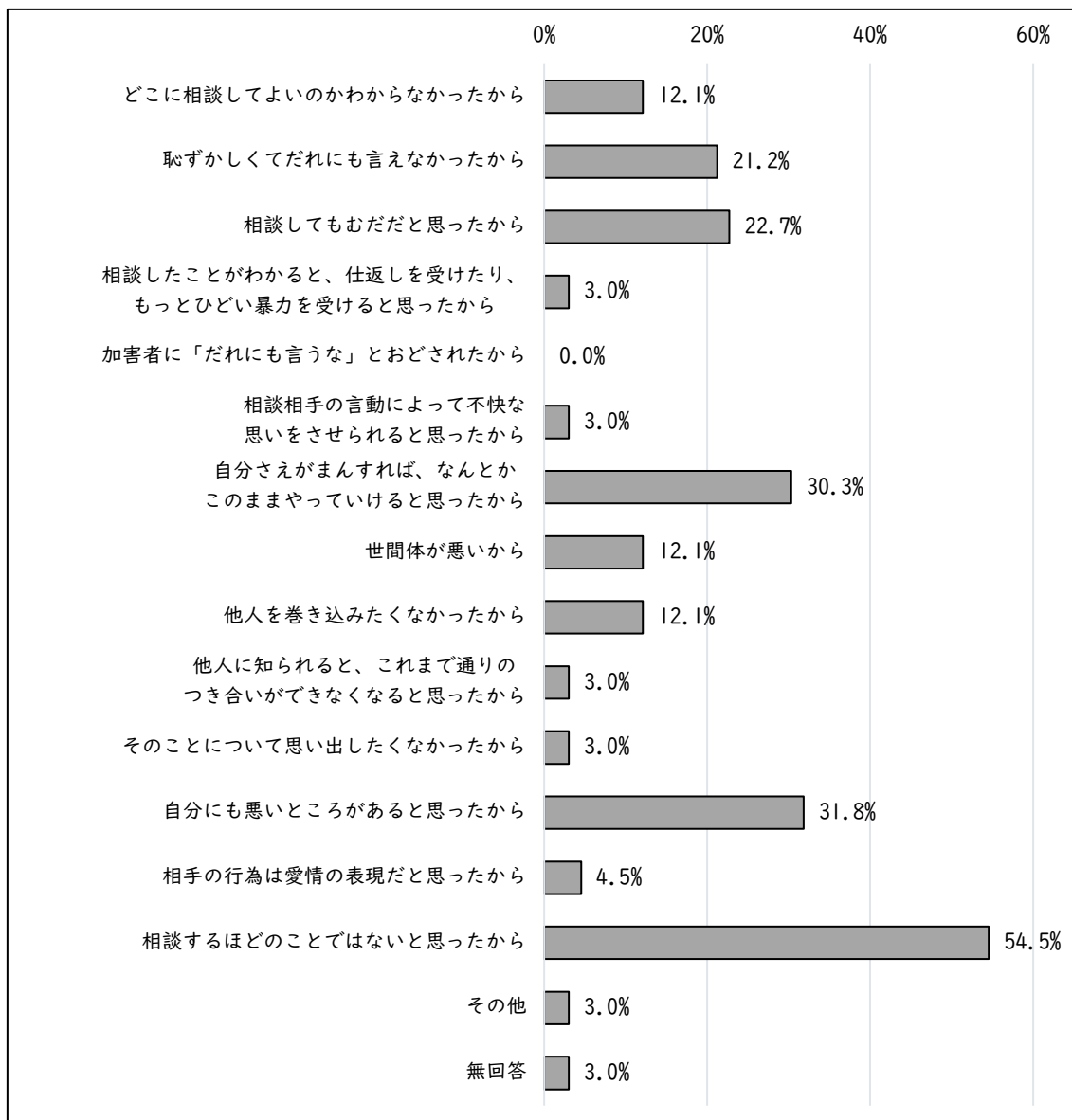
① 配偶者等から暴力を受けたことの相談について

「友人・知人に相談した」が 30.5%と最も高く、次いで「家族や親戚に相談した」が 28.6%となっています。一方、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が 42.9%となっています。



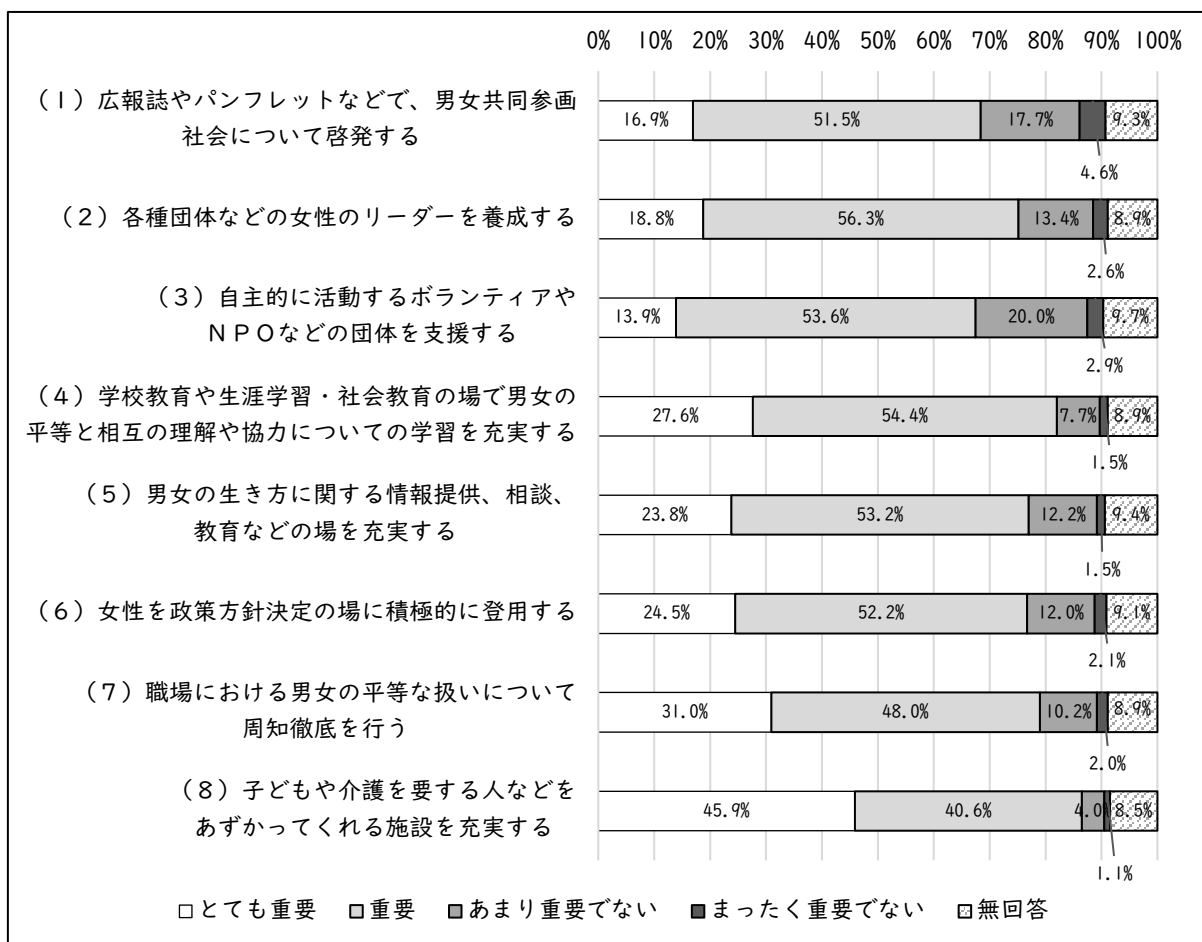
② 相談しなかった理由

「相談するほどのことではないと思ったから」が 54.5%と最も高く、次いで、「自分にも悪いところがあると思ったから」31.8%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が 30.3%となっています。



(6)男女共同参画社会実現のため市が力を入れるべきこと

「とても重要」、「重要」を合わせた項目『重要(計)』は、「子どもや介護を要する人などをあずかってくれる施設を充実する」が 86.5%と最も高く、次いで「学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が 82.0%、「職場における男女の平等な扱いについて周知徹底を行う」が 79.0%となっています。一方、「あまり重要でない」、「まったく重要でない」を合わせた項目『重要でない(計)』は、「自主的に活動するボランティアやNPOなどの団体を支援する」が 22.9%と最も高く、次いで、「広報紙やパンフレットなどで、男女共同参画社会について啓発する」が 22.3%となっています。



3 男女共同参画プラン2017(平成29年度～令和3年度)の進捗状況

基本目標		指 標	計画策定時 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	
I	1	(1) 人権侵害されていないと感じる割合	70.1%	74.3%	70%以上	
	2	(1) セクハラ発生件数	セクハラ・ゼロ	相談件数0件	セクハラ・ゼロ	
	3	(1) 家庭教育学級の開催	246回	103回	250回	
		(1) 父親講座の開催	1回	実施なし	1回	
		(1) 子育てゼミナールの開催	3回	中止	3回	
		(1) 子育て交流のつどいの開催	1回	中止	1回	
		(1) 民間団体を活用したカウンセリングの開催	6回	5回	7回	
		(2) 人権教育指導者専門講座の参加者数	96.2%	71%	70%以上	
		(3) 人権に関する講座の開催	1回	実施なし	1回	
	4	(1) 国際交流事業年間支援回数	5回	1回	3回以上	
海外友好都市からの訪問団受入ホストファミリー満足度		実施なし	実施なし	80%		
II	1	(1) 審議会・委員会等における女性委員の割合	22.6%	21.4%	30%以上	
	2	(2) 環境学習リーダーの派遣人数	—	9人	17人	
		(3) 女性の認定農業者数	17人	32人	20人	
III	1	(1) 家族経営協定締結数	179組	192組	195組	
	2	(2)	地域子育て支援センター委託箇所数	4か所	4か所	4か所
			一時保育実施施設数	23か所	18か所	21か所
			休日保育実施施設数	1か所	1か所	1か所
			病児・病後児保育実施施設数	2か所	2か所	3か所
			夜間保育実施施設数	1か所	0か所	1か所
			放課後児童クラブ委託箇所数	33か所	40か所	40か所
IV	3	(2)	ふれあいスポーツ大会参加者数	294人	中止	320人
			高齢者フェスティバル参加者数	1,090人	中止	1,000人
			介護予防普及事業	5,322人	175人	4,000人
	(3) ひとり親家庭優待事業参加者数	89人	中止	90人		
	(4) 高齢者権利擁護・虐待防止研修会年間開催回数	1回	中止	2回		
	(5)	「広報かぬま」の外国語翻訳・配布事業	12回	12回	12回	
		かぬま多文化共生プラン目標達成率	96.3%	100%	90%	
		日本語教室開催回数	毎月8回	年間37回	毎月8回	
日本語指導ボランティア等養成講座年間開催回数		1回	1回	1回		

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すまちの姿

花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち

第8次鹿沼市総合計画では、鹿沼が目指すまちの姿として、上記のとおり定めています。

- ◆ 「笑顔あふれる」とは、市民一人ひとりが活躍し、地域に活力が満ちているという状態を表しています。さらに、多世代・多文化の共生により、多様性があり、誰もがいきいきと暮らすことができるような地域社会の実現を目指すという想いが込められています。
- ◆ 「やさしい」とは、平和な心で、人や自然などへのやさしさに溢れ、市民が互いに支え合いながら生活を送ることを表しています。地域コミュニティ、企業、行政などあらゆる主体が連携し、協働することでまちづくりを進めていくという想いが込められています。

2 基本理念

鹿沼市男女共同参画推進条例第3条において、本市における男女共同参画社会の実現を目指し基本理念を定めています。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 施策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の性についての理解と健康の確保
- 6 国際的協調

3 基本目標

基本目標Ⅰ 互いを認め合う男女共同参画社会に向けた意識づくり

誰もが互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、共にいきいきと生活できる男女共同参画社会を実現するために、多様性(ダイバーシティ)の観点を重視し、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画を推進します。

また、幼児教育や学校教育の場をはじめ、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の人材育成やエンパワーメント促進を図ります。

また、行政や地域活動、家庭生活などあらゆる分野における女性リーダーを育成し、男女共同参画の視点が根づく取組を進めてまいります。

さらに、働く場における女性の活躍を推進するため、男女の均等な雇用機会や待遇確保、多様な働き方を選択できる支援、ハラスメント防止に関する取組を行うとともに、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、経営者や管理職を対象とした男性の家庭参画への理解促進を強化し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

基本目標Ⅲ だれもが安心していきいき過ごせる社会づくり

配偶者等からの暴力の被害者に対し、相談支援体制の充実に努め、被害者のニーズに沿った情報提供や助言等自立支援を目指します。配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応と連携協力体制の強化を図ります。

また、人生100年時代を見据え生涯にわたる心とからだの健康支援や生きがいづくり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点に留意した母性保護や子育て期の健康と育児支援等を総合的に推進していきます。

さらに、女性等の貧困を解消するとともに、高齢者・障がい者・ひとり親・性的マイノリティなどの人たちも安心して暮らせる環境の整備を図ります。

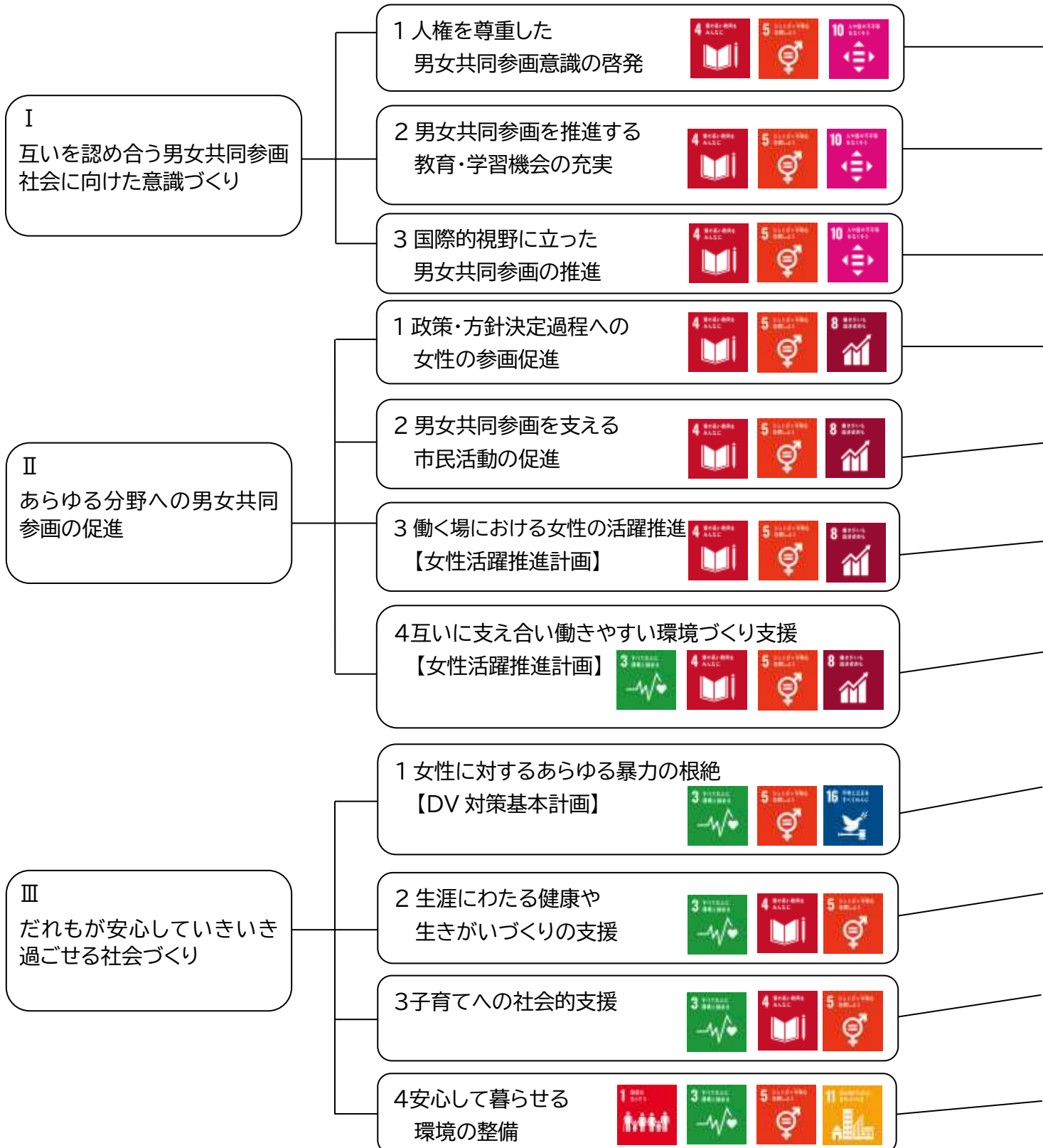
また、近年頻発化する大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応への取組や平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

4 施策の体系

一人ひとりが輝き笑顔あふれる男女共同参画社会の実現

〔基本目標〕

〔施策の方向（関連するSDGs）〕



〔 施策 の 概 要 〕

- (1)性の多様性への理解を含めた個人を尊重する意識の啓発
- (2)男女共同参画についての啓発普及活動の推進
- (3)ジェンダー平等への取組 **新規**

- (1)家庭教育の充実
- (2)教育課程・教職員研修の充実
- (3)学習機会の提供

- (1)外国人住民に対する男女共同参画の推進 **新規**
- (2)国際理解・交流・協力の推進

- (1)女性の政策・方針決定への参画促進

- (1)男女共同参画の視点に立った地域活動の促進
- (2)女性リーダーの育成とエンパワメントの促進

- (1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- (2)職業・職種の拡大と職業訓練の充実
- (3)仕事へのチャレンジ・雇用の促進

- (1)ワーク・ライフ・バランス意識向上のための取組 **新規**
- (2)多様な働き方が選択できる支援と環境の整備
- (3)職場におけるハラスメントへの対応

- (1)DV 被害者等支援対策の推進
- (2)女性に対する暴力を根絶するための取組
- (3)若年層を対象とした暴力等被害防止の取組

- (1)健康づくりの推進
- (2)生きがいづくりの支援

- (1)母性保護の推進・啓発
- (2)子育て期の健康と育児支援
- (3)少子化対策の推進

- (1)困難を抱える人が安心して暮らせるための相談・啓発
- (2)高齢者・障がい者・ひとり親等への支援
- (3)外国人住民への支援
- (4)災害時における男女共同参画 **新規**
- (5)防災における男女共同参画 **新規**

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ

互いを認め合う男女共同参画社会に向けた意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、本市が取り組むべき最重要課題です。

本市では、男女共同参画意識の醸成のため、広報紙や啓発紙等を活用した啓発や講座・講演会の開催等に努めてきました。

令和2年度に実施した「鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査」(以下、「意識調査」という。)による、「男は仕事」「女は家庭」という固定的性別役割分担意識^{※1}では、「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」(49.9%)、「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をしても家庭にいてもよい」(36.1%)であり、これらを合わせた86.0%の方が仕事と家庭において男女平等が望ましいという意識をもっており、平成27年度調査との比較でも約9ポイント高く、固定的性別役割分担意識は解消されてきています。

しかしながら、固定的性別役割分担意識が根強く残っている分野もみられ、男女共同参画意識の向上を図るため、より効果的な啓発に努めるとともに家庭・学校・社会において、男女共同参画についての教育や学習の機会を提供していくことが重要です。

また、次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるように育てていくために、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めることが必要です。

さらに、本市でも外国人就労者の増加や国際結婚など、身近で国際化が進んでいます。国際的な視野での男女共同参画の理解を深め、相互理解のための交流を促進して行かなければなりません。

※1 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

施策の方向 1

人権を尊重した男女共同参画意識の啓発



- 男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮することができる活力ある持続可能な社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。
- 男女が対等な関係を築くため、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス※2)の存在を認識し、そのような意識を見直すべく、あらゆる世代に対し様々な機会を通じた広報・啓発活動に努めます。
- 多様性(ダイバーシティ※3)の観点を踏まえ、性的マイノリティ※4に関する人権を配慮し、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

成果指標

項目	令和2年度実績	令和8年度目標
人権侵害されていないと感じる割合	74.3%	85.0%
仕事と家庭において男女平等が望ましい意識を持っている割合(※)	86.0%	90.0%

※鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査(令和2年度)

《施策概要》

(1)性の多様性への理解を含めた個人を尊重する意識の啓発

No.	事業名	事業内容	推進担当課
1	人権意識啓発の推進	広報紙やチラシ等に人権啓発記事を掲載し、人権意識の啓発に取り組みます。	人権推進課
		人権を呼びかける街頭啓発を実施し、人権尊重の理解を進めます。	人権推進課
2	講演会等による啓発	子どもから高齢者を対象として、身近な人権問題を取り上げた講演事業を実施し、人権意識の啓発に努めます。	人権推進課
3	事業者等への意識啓発	事業所や地域で人権啓発講座等を開催し、人権意識の向上を図ります。	人権推進課
4	新規 性の多様性※5に関する理解の普及啓発	性的マイノリティ等を含め人権に配慮した啓発活動を行います。	人権推進課



人権標語表彰式



人権の花運動

※2 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのことをいいます。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくことです。

※3 多様性(ダイバーシティ)

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

※4 性的マイノリティ

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向が同性や両性(男女両方)に向いている人など、社会的には少数派となることから、性的マイノリティ・性的少数者といいます。

※5 性の多様性

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致がある者)、インターセックス(身体上の性別が不明瞭の者)など、生物学的性だけでなく性の自己意識や性的指向による様々な性が存在していることの表現のひとつです。

(2)男女共同参画についての啓発普及活動の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
5	男女共同参画情報誌による意識啓発	男女共同参画誌「かれんと」を発行することにより、時代に即したわかりやすい男女共同参画を伝えます。	人権推進課
6	講演会や講座等による啓発	男女共同参画に関する講演会や講座等を開催します。	人権推進課
7	市民実行委員による啓発活動	市民実行委員による地域学習会等を開催し、地域の啓発活動を推進します。 ・地域懇談会の開催 ・講演会の開催 ・街頭啓発	人権推進課

(3)ジェンダー平等への取組 **新規**

No.	事業名	事業内容	推進担当課
8	新規 SDGs への取組の推進	SDGsの目標の 1 つである「ジェンダー ^{※6} 平等の実現」への取組を推進するとともに、市民・事業者等に向けた普及啓発を図ります。	人権推進課

※6 ジェンダー

生物学的な性別に対する用語として、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー）」といいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

この計画のさまざまな場面に関係する **SDGs(持続可能な開発目標)** とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」とは、経済・社会・環境の三側面からの取組により、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、2030年を期限とした17のゴール(意欲目標)と169のターゲット(行動目標)、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき**国際社会共通の目標**です。

◆ SDGsの17の目標



目標 1 (貧困)
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 2 (飢餓)
飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 3 (保健)
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4 (教育)
すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 5 (ジェンダー)
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標 6 (水・衛生)
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 7 (エネルギー)
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標 8 (経済成長と雇用)
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 10 (不平等)
国内および各国家間の不平等を是正する。



目標 11 (持続可能な都市)
包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12 (持続可能な消費と生産)
持続可能な消費生産形態を確保する



目標 13 (気候変動)
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14 (海洋資源)
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15 (陸上資源)
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の管理、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16 (平和)
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標 17 (実施手段)
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

施策の方向 2

男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実



- 男女平等意識をあらゆる世代に浸透させるため、家庭・学校・社会において、男女共同参画についての教育や学習の機会を提供していくことが重要です。
- 次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるように育ていくため、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう男女平等教育を推進します。

成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
子育てゼミナールの開催回数	中止	2回
子育て交流のつどい参加人数	中止	250人
子育て親育ち講座参加人数	134人	200人
人権教育指導者専門講座参加校の割合	71%	71%

《施策概要》

(1)家庭教育の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
9	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級の支援とリーダーの育成	講座や交流会等を開催し、リーダー育成や交流を進め、男女共同参画意識の向上を図ります。 ・家庭教育学級の開催 ・子育てゼミナールの開催 ・子育て交流のつどいの開催 ・子育て親育ち講座の開催	生涯学習課
10	男女共同参画に関する講演会や講座等の開催	【再掲】 男女共同参画に関する講演会や講座等を開催します。	人権推進課

(2)教育課程・教職員研修の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
11	男女共同参画の意識を持った児童・生徒の育成のための教育課程の充実	人権教育の充実を図るため、研修会や講演会等を開催します。	学校教育課
		保健・道徳・特別活動・総合的な学習の時間において、性に関する指導の充実を図ります。	学校教育課
		職業に関する学習において、男女雇用機会均等法 ^{※7} 等の学習を実施し、キャリア教育 ^{※8} ・職業教育の充実を図ります。	学校教育課
12	教職員向け人権に関する研修の開催	人権教育指導者専門講座を開催し、人権に対する意識を高め、性差別・女性の人権についての意識を高めます。 ・人権教育指導者専門講座の開催	人権推進課

※7 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和 60（1985）年に勤労婦人福祉法の全面改正法として制定され、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律です。

※8 キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことをいいます。

(3)学習の機会の提供

No.	事業名	事業内容	推進担当課
13	主催講座における人権や男女共同参画の意識の啓発	主催講座において人権や男女共同参画に関する講座を取り入れ、人権意識の啓発に努めます。	生涯学習課
		生涯学習大学講座等における受講男女比の格差解消を図ります。 ・男性向け講座の開催	生涯学習課
14	市民を対象とした人権講演会の開催	【再掲】 子どもから高齢者を対象として、身近な人権問題を取り上げた講演事業を実施し、人権意識の啓発に努めます。	人権推進課
15	事業所や地域での人権啓発講座の開催	【再掲】 事業所や地域で人権啓発講座等を開催し、人権意識の啓発に努めます。	人権推進課



親学習プログラムにて



家庭教育講演会

施策の方向3

国際的視野に立った男女共同参画の推進



- 国籍、人種、民族、文化の違いを理解・尊重し、外国人住民、日本人住民が同じ市民として、価値観の違いを認め合う国際的視野に立った男女共同参画社会づくりを進めます。

成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
国際理解講座参加者数	中止	42人
多文化共生講座参加者数	35人	42人
学生友好訪問団の満足度	中止	90%
中学生海外体験学習派遣参加者の満足度	実施なし	90%

〈施策概要〉

(1)外国人住民に対する男女共同参画の推進 新規

No.	事業名	事業内容	推進担当課
16	新規 国際的視野に立った 男女共同参画の推進	国籍、人種、民族、文化の違いなどの理解を深め、価値観の違いを認め合える男女平等に関する情報発信に努めます。	人権推進課
17	新規 「やさしい日本語」による 多文化共生の推進	外国人住民に対し男女共同参画の理解を深めるため、誰もがわかりやすい言葉で必要な情報が得られるよう、「やさしい日本語」を利用した情報を提供します。	地域活動 支援課

※9 外国人住民

日本の国籍を有しない者のうち、次に掲げるものであって、市の区域内に住所を有する者をいいます。

(中期的な滞在者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者)

(2)国際理解・交流・協力の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
18	日本人住民と外国人住民との交流事業の支援	国際交流協会と連携し、日本人住民と外国人住民との交流事業等を推進し、互いの理解を深めるとともに生活の質の向上に努めます。 ・国際理解講座 ・多文化共生 ^{※10} 講座 ・交流イベント等の開催	地域活動支援課
19	国際理解教育の推進	海外の友好都市等との窓口として連携を図り、学習や交流体験の機会を提供します。 ・学生友好訪問団の受け入れ ・中学生海外体験学習派遣	学校教育課



日本語教室



相談窓口

※10 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいいます。

第4章 計画の内容

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

【現状と課題】

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占めていますが、政治、経済、社会などの多くの分野における政策・方針決定過程への女性の参画はまだまだ低い状況です。本市の審議会等の女性委員の割合は、令和3年4月現在 21.3%であり、目標としていた30%の達成に向けてなお努力が必要です。

意識調査の、「政策方針決定の場への女性の参画について」では、「女性が増える方が良い」が約7割であり、そのためには「男性優位の組織運営を改善すること」、「女性自身が積極的な参画意識を持つこと」や「女性を登用することへの抵抗感をなくすこと」が必要であるとの回答が多くなっています。

また、地域活動への参画では、「自治会、まちづくりなどの地域活動への参加」は、男性の割合が32.6%、女性の割合が26.0%である一方で、「PTA、子ども会などの子どもや青少年の育成活動への参加」は男性の割合が13.2%、女性の割合が18.6%となっており男女差がみられます。

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近である地域が重要な役割を果たすため、一人ひとりが協力しながら家庭生活や地域社会での男女共同参画を推進していくことが必要です。

今後、地域づくりを進める上で、自治会、まちづくりなどへの女性の参画も重要であり、みんなで協力しながらより活力のある地域を作り上げていくことが求められます。

さらに、職場における女性の参画促進や男女間格差の是正、女性の能力発揮を促進するための支援も重要であり、女性に対する就労支援とともに、多様な働き方が選択できる環境の整備も必要です。

意識調査では、生活の中で、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合いなど)」の優先するものについて、希望と現実を聞いた結果は、“「仕事」と「家庭生活」をともに優先”の割合が35.2%、“「仕事」、「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先”の割合が21.7%、“「家庭生活」を優先”の割合が17.3%となった希望に対して、現実には、“「仕事」を優先”の割合が32.8%、“「家庭生活」を優先”の割合が22.8%、“「仕事」と「家庭生活」をともに優先”の割合が22.0%となっています。

働くことを希望するすべての人が働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、多様なライフスタイルが選択できる環境の整備や子育て、介護等に対する社会的支援の充実が必要です。

また、ワーク・ライフ・バランス^{※1}を推進することにより、男性の仕事中心の意識の改善に向けた啓発や経営者や管理職の意識向上のための取組を充実していくことも必要です。

施策の方向1

政策・方針決定過程への女性の参画促進



- あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性委員の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき管理職等への積極的な登用を図ります。
- 企業や団体等においても女性活躍推進の必要性について広く働きかけ、女性活躍推進法^{※2}に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに女性活躍や多様で柔軟な働き方の導入の啓発や情報発信を行います。

成果指標

項目	令和2年度実績	令和8年度目標
審議会・委員会等における女性委員の割合	21.4%	40%以上 60%以下

《施策概要》

(1)女性の政策・方針決定への参画促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
20	市の審議会や委員会における女性の参画促進	市の審議会・委員会における女性委員の割合が半数に近づくよう庁内に働きかけ積極的な登用を図ります。	人権推進課
21	企業・団体等への啓発・情報の提供	市政に多様な意見を反映させるため、リーフレット等を配布し、企業や各種団体等における女性の登用促進の啓発を行います。	人権推進課

※1 ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のことをいいます。

※2 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、常時雇用される労働者の数が301人以上の民間企業等)に義務付けられました。令和4(2022)年から一般事業主行動計画の策定や情報の公表の義務が101人以上の事業主まで拡大されます。

施策の方向2

男女共同参画を支える市民活動の促進



- 自治会や PTA、ボランティア等の地域活動、市民活動においては、役職者として女性の参画を一層進めることにより、それぞれの地域が抱える課題やニーズに対し、様々な視点からの課題解決を促進します。
- 地域における女性リーダーの育成を支援し、女性のエンパワーメント^{※3}促進のための学習機会や情報提供を行います。

成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
女性の認定農業者数	31人	31人
地域環境学習の開催地区数	4地区	17地区 (5年間の累計)

《施策概要》

(1)男女共同参画の視点に立った市民活動の促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
22	ボランティア養成講座の実施	ボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア養成講座の開催と終了後の活動の場を提示します。	生涯学習課
23	ボランティア活動の支援	各種団体と連携し、地域活動や福祉活動に役立つ情報等の収集発信に努め、ボランティア活動を支援します。	厚生課
24	新規 市民活動における男女共同参画	自治会活動、地域のチカラ協働事業などの地域活動や、市民協働モデル事業など市民団体が活動する際は、様々な人から意見を聴き、誰もが参画しやすい環境づくりを推進します。	地域活動支援課
25	男女共同参画社会づくり実行委員会への活動支援	地域における男女共同参画の理解が深められるよう男女共同参画社会づくり実行委員会の活動を支援します。	人権推進課

(2)女性リーダーの育成とエンパワーメントの促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
26	女性リーダー育成や女性のエンパワーメントのための学習機会の情報の提供	県や市が主催する研修事業等を広報紙等で周知することにより学習機会の情報を提供し、参加を促進します。	人権推進課
27	消費者リーダーの活動支援	消費者団体の男女共同参画を促進するため、消費者リーダーの活動を支援します。	生活課
28	農村女性リーダーの育成と女性農業者のエンパワーメントの促進	男女が共に築く豊かで活力ある農村社会の形成のため、女性の認定農業者 ^{※4} や女性農業士を育成します。	農政課
29	環境に関する分野への女性の参画の促進	環境に関する分野への女性の参画を促進するため、エコマイスターの活用を図ります。	環境課
30	婦人防火クラブ員リーダーの育成	婦人防火クラブ員の一人ひとりが地域活動のリーダーとなれるよう各種研修会等を実施します。	予防課

※3 エンパワーメント

自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力などを身につけ、その力を発揮し、様々な政策決定過程に参画するなど、力をつけることをいいます。

※4 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人をいいます。農業を職業として選択していこうとする意欲のある人であれば、性別や経営形態等の要件にとらわれず認定の対象となります。

施策の方向3

働く場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】



- 女性が能力を發揮して働くことができ、かつ、多様で柔軟な働き方が可能となる就労環境づくりや男女の均等な待遇確保等についての理解を深めるための啓発を行います。
- 農林業や自営の商工業等においても女性が活躍できるよう女性の経営参画や環境づくりについての支援を行います。

成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
家族経営協定締結数	192組	207組
創業支援者件数	74件	365件 (5年間の累計)

《施策概要》

(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保

No.	事業名	事業内容	推進担当課
31	事業所における福利厚生 の充実	市勤労者福祉共済会への加入を促進し、 勤労者やその家族の福利厚生の増進を 図ります。	産業振興課
32	家族経営協定 ^{※5} の推進	女性農業者の権利・役割の確立を目指 し、パートナー・シップを發揮しながら農 業経営への参加ができるよう女性農業 者への支援を行います。	農業委員会 事務局
33	事業所における一般事業 主行動計画策定支援	女性活躍推進法に基づく一般事業主行 動計画を策定に取り組む事業所に対し、 策定に必要な情報提供を行います。	人権推進課

※5 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

(2)職業・職種の拡大と職業訓練の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
34	就業希望者や労働者への職業能力開発の促進	就業希望者や労働者の技術向上訓練の充実を図り、職業意識の向上に努めます。 ・優良従業員表彰の実施 ・鹿沼共同高等産業技術学校による知識及び技能指導 ・職業訓練プログラムの実施	産業振興課

(3)仕事へのチャレンジ・雇用の促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
35	創業相談	創業、起業、キャリアに関する相談に対応します。	産業振興課
36	就職支援情報の提示	求職者向けの相談機関の提示、技能向上のための職業訓練、各種助成制度等の情報を提示します。	産業振興課



鹿沼共同高等産業技術学校

施策の方向 4

互いに支え合い働きやすい環境づくり支援【女性活躍推進計画】



- 男性の育児休業の取得促進やライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入についての啓発やワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。
- 子育てに関する不安や負担の解消や男女がともに子育てと仕事や地域活動などを行うことができるよう、保育施設の設備と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した保育サービスの提供などのきめ細やかな子育て支援を推進します。

成果指標

項 目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
ワーク・ライフ・バランスの実際の優先度(※) ①仕事と家庭生活をともに優先 ②仕事と地域・個人の生活をともに優先 ③仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先 ①から③を優先する人の割合	30.6%	40.0%
地域子育て支援センター実施か所数	4 か所	4か所
一時保育の実施か所数	14か所	16か所
休日保育の実施か所数	1か所	1か所
病児・病後児(体調不良児含む)保育の実施か所数	2か所	2か所
放課後児童クラブ運営委託数	40 クラス	43 クラス
ハラスメント防止研修の実施回数	1 回	2 回

※鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査(令和2年度)

《施策概要》

(1)ワーク・ライフ・バランス意識向上のための取組

No.	事業名	事業内容	推進担当課
37	ワーク・ライフ・バランスのための情報提供及び推進	育児・介護等の関係法令や助成制度等の周知、多様で柔軟な働き方の導入の重要性について情報提供を行います。 ・セミナー、講演会、懇談会等の開催	人権推進課
		仕事と家庭の両立を支援する制度を周知し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。 ・市職員向け研修の実施 ・「職員のしおり」の発行による制度の周知	人事課
38	新規 「イクボス」※6の普及・啓発	「イクボス宣言プロジェクト」を活用し、部下のワーク・ライフ・バランスを応援する経営者や管理職(イクボス)への理解を広め、働きやすい職場づくりを推進します。	人権推進課

※6 イクボス

イクボスとは、職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のことであり、上司自ら宣言することをいいます。対象は男性に限らず女性も含まれます。現在は、NPO 法人 Fathering Japan (ファザリング・ジャパン)が主体となりイクボスプロジェクトが進められています。

(2)多様な働き方が選択できる支援と環境の整備

No.	事業名	事業内容	推進担当課
39	公立・民間保育園等施設整備の促進	保育園整備計画に基づき、公立・民間保育園等の施設整備を推進し、保育環境の充実を図ります。	保育課
40	地域子育て支援センターの運営	地域子育て支援センターの運営や事業の委託のほか、育児相談を実施し、きめ細やかなサービスを行います。	保育課
41	多様化する保育ニーズに対応するための保育サービスの充実	<p>保護者の就労形態や子どもの状況などに応じた保育サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児、障がい児、延長保育の実施 ・一時保育の実施 ・休日保育の実施 ・病児・病後児保育の実施 ・認可外保育施設の支援 ・地域子育て支援センター事業の実施 	保育課
		<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の安全の確保と健全な育成を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の実施 ・放課後児童クラブの運営委託 ・障がい児学童保育の支援 	子育て支援課
42	仕事と家庭(育児)を両立できる環境の整備	仕事と家庭を両立できる支援のためのファミリーサポートセンター事業を実施します。	子育て支援課
43	家事・育児・介護などへの男性の参画促進	家庭生活における男女相互の協力促進に向けた講座等を開催します。	人権推進課

(3)職場におけるハラスメント※7への対策

No.	事業名	事業内容	推進担当課
44	働く場におけるパワーハラスメント、モラルハラスメント等の防止のための啓発	各種ハラスメントについて、企業訪問時の周知や業種組合等事業所に向けて啓発活動を行います。	産業振興課
		市職員向け各種ハラスメント防止のための研修を行います。	人事課
45	市民に向けた各種ハラスメント防止のための啓発	各種ハラスメント防止や相談窓口について、イベントや講座等により啓発を行います。	人権推進課



※7 ハラスメント

他者に対する発言や行動等が本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、マタニティ・ハラスメント(妊娠期における嫌がらせ)、パワー・ハラスメント(上司などからの嫌がらせ)などがあります。

第4章 計画の内容

基本目標Ⅲ

だれもが安心していきいき過ごせる社会づくり

【現状と課題】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。また、DV は子どもへの身体的暴力や面前 DV など間接的暴力を伴うこともあり、児童虐待としても問題となっています。

本市では、あらゆる暴力の根絶に向けた情報提供や啓発、また、DV被害者が安心して安全に相談できるよう取組を行っているところです。

しかし、意識調査では、主な相談先は友人・知人、家族や親戚が約 6 割であり、公的な相談窓口を利用していない人が多いのが現状です。

今後も、若年層へのデートDV等を含め、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や身近な相談機関の体制づくり、相談支援体制の充実など継続して実施していく必要があります。

また、高齢者単独・夫婦世帯やひとり親世帯、単身世帯など世帯が多様化し、それに伴い経済的に困難を抱えている世帯も増えています。

特に、女性は、男性に比べ雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが、貧困に陥りやすい背景の一つとなっており、経済面を含む生活上の様々な困難の解決を図ることが重要となります。そのために、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境づくりや男女共同参画の視点に立った自立支援等に取り組むことが必要です。

本市においても、令和元年の東日本台風の被害等、台風や大雨による大きな災害が発生しています。防災に関する知識や平常時の備えなど意識の高まりがある中で、今後、国の「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進することが必要です。

施策の方向1

女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】



- 女性に対する暴力の根絶に向け、より一層DVに関する啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制や安全を確保する保護体制の充実を図ります。
- 被害者の自立・生活再建に向けて、関係各課や関係機関と連携をとりながら切れ目のない支援を図ります。

◇この施策の方向1を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{※2}（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づく「DV対策基本計画」として位置づけ、暴力防止のための啓発や被害者に対する相談などの支援に取り組みます。

成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
DV(ドメスティック・バイオレンス)の認知度	77.5%	80.0%
デートDV(交際相手からの暴力)の認知度	54.0%	60.0%

※鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査(令和2年度)

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者等の親密な関係にある、または親密な関係にあった人(事実婚、元配偶者、共同生活者を含む)からの暴力をいいます。「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく、「大声で怒鳴る」、「無視する」、「子どもに危害を与えるといっておどす」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力などがあります。

※2 配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護、支援を図ることを目的とする法律です。

《施策概要》

(1)DV 被害者等支援対策の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
46	DVに関する相談支援	女性相談において、各相談機関と連携し、DVに関する相談を実施します。	人権推進課
47	DV被害者の自立支援	DVにより避難した家庭等が新たな生活を始められるよう、福祉事務所等関係機関との連携により、自立に向け支援します。	人権推進課
48	児童虐待に関する相談支援	家庭相談員による相談・支援の充実及び要保護児童対策ネットワーク会議の強化を図り、児童虐待の早期発見・支援の充実を図ります。 児童の保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護を行います。	こども総合サポートセンター

(2)女性に対する暴力を根絶するための取組

No.	事業名	事業内容	推進担当課
49	女性に対する暴力根絶や人権意識の高揚のための啓発	広報紙による啓発やパープルリボン ^{※3} を活用した啓発活動等を実施し、DVに対する正しい理解をするための啓発を行います。	人権推進課
50	児童虐待防止の啓発	オレンジリボン運動 ^{※4} の実施、リーフレット等の配布等を通じて、児童虐待防止に関する啓発を行います。	こども総合サポートセンター

(3)若年層を対象とした暴力等被害防止の取組

No.	事業名	事業内容	推進担当課
51	若年層や学校・教職員を対象としたデートDV等防止のための啓発	若年層や学校・教職員を対象にデートDV ^{※5} やJKビジネス ^{※6} 、性暴力の予防や対応に関する啓発を行います。	人権推進課

女性に対する暴力をなくす運動



ステッカー

※3 パープルリボン

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを身につけることにより、暴力の下に身を置いている被害者に対して一人でないことを伝え、励ますとともに、女性に対する暴力の根絶を訴える運動です。

※4 オレンジリボン運動

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動をいいます。オレンジリボン運動を通して、子どもへの虐待の現状を伝え、多くの子ども虐待に関心を持ってもらい、虐待のない社会を目指しています。

※5 デートDV

結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力をいいます。その暴力には身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などの多様な暴力を含まれます。

※6 JKビジネス

女子高校生(JK)など、児童の性を売り物にする営業のことをいいます。本人が危険性を十分認識しておらず、重大な性被害等につながる恐れがあります。

施策の方向2

生涯にわたる健康や生きがいづくりの支援



- 人生100年時代を見据え、ライフステージ※7に応じた身体と心の健康管理・保持増進と生きがいづくりを支援する取組の充実を図ります。

成果指標

項 目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
乳がん検診受診率	30.9%	36.0%
子宮がん検診受診率	27.7%	33.0%
食生活改善推進員活動回数	43回	80回
ふれあいスポーツ大会参加者数	中止	300人
高齢者フェスティバル参加者数	中止	1,000人
介護予防普及啓発事業参加者数	175人	5,000人

※7 ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階。人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期の段階をいいます。また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。

《施策概要》

(1)健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
52	各種検診の推進	性のライフスタイルに応じた健康管理と疾病の早期発見等の充実、地域の健康問題を把握し、地域全体の健康づくりに努めます。 ・乳がん検診 ・子宮がん検診	健康課
53	市民による健康づくり活動の推進	食生活改善推進員により、地域の健康問題を把握し、家族や地域の人達と共に健康づくりに努めます。 ・食生活改善推進員の活動	健康課
54	食育の推進	性別、年齢、ライフスタイルに合わせた食の取り組みを展開することにより、心身の健康も維持できるように努めます。 ・健康教室の実施 ・料理教室の実施	健康課
		乳幼児期から健康な食生活の基礎を培うとともに、食を通じた人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育の一環として乳幼児期に合わせた食に関する取り組みを推進します。 ・食育教室の実施	保育課
		将来にわたり健康に生活していけるよう食に関する正しい知識や食生活を身に付けるため、学校給食を通じた食育の取り組みを推進します。 ・栄養教諭等による食に関する指導	学校教育課

(2)生きがいづくりの支援

No.	事業名	事業内容	推進担当課
55	生きがいづくりの支援	高齢者の老後を健全で豊かにするため、老人クラブ事業を支援します。 ・老人クラブ連合会運営補助 ・単位老人クラブ活動補助	高齢福祉課
		働くことによる、高齢者の生きがいと社会参加を促進します。 ・シルバー人材センター運営補助 ・シルバー人材センター運営事業貸付	高齢福祉課
		地域生活支援事業、社会参加促進事業を実施することにより、イベント・スポーツを通じ生きがいづくりの理解を深めます。 ・ふれあいスポーツ大会の実施	障がい福祉課
56	高齢者の孤立を防ぐ交流事業の推進	生きがいづくり、閉じこもり防止、社会参加への積極的推進を図ります。 ・高齢者フェスティバル事業の実施 ・高齢者トレーニングセンター事業の実施	高齢福祉課
		高齢者の憩いの場・多世代交流などふれあい活動を推進します。 ・高齢者福祉センター事業の支援 ・生きがい活動支援通所事業(ほっとホーム) ・生きがい支援事業(ほっとサロン)	高齢福祉課
		介護予防事業への参加を通じ、介護予防の取り組み及び社会参加を推進します。 ・介護予防普及啓発事業	高齢福祉課

施策の方向3



子育てへの社会的支援

- 母性の保護や母子保健に関する取組は、本市の未来を担う子どもたちが健やかに育つためにも重要な取組として、充実を図ることが求められています。
- 安心して出産、子育てができる環境を整備し、子育て不安の軽減が図れるよう事業を充実していきます。

成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
妊娠届時の母子保健専門職による相談の実施率	100%	100%
赤ちゃんふれあい体験交流事業による子育てへの関心度	80%	80%



赤ちゃんふれあい
体験交流事業



《施策概要》

(1)母性保護の推進・啓発

No.	事業名	事業内容	推進担当課
57	母と子の健康相談支援	母と子の健康を守るため、各種健康教育や相談事業、訪問指導の充実を図ります。 ・プレパパ・プレママデビュー塾 ・妊産婦健康相談 ・妊産婦訪問指導	健康課
58	妊産婦健康診査	妊産婦の健康診査の経済的負担軽減と異常の早期発見を図ります。 ・妊産婦一般健康診査助成事業(ハローベビー券)	健康課
59	母性保護の啓発	マタニティマーク※8グッズを配布し、母性保護の啓発を行います。 ・マタニティマーク普及啓発事業	健康課
60	思春期保健事業	思春期の健康増進のため、各機関と連携強化を図ります。 ・小中学校健康教育の実施	健康課



マタニティマーク

※8 マタニティマーク

妊産婦が身につけることによって、周囲が妊産婦に対する配慮をしやすいことを目的に、厚生労働省の「健やか親子21」推進検討会が平成18年に募集・決定したマークのことをいいます。

(2)子育て期の健康と育児支援

No.	事業名	事業内容	推進担当課
61	子育て支援環境の整備	家庭相談員による相談体制を充実し、子育て世代包括支援センターや総合教育研究所等の関係機関との連携により総合的な子育て相談を実施します。	こども総合サポートセンター
		子育て世帯の育児相談や指導、子育てサークル等への支援を実施することにより、地域で安心して子育てできる環境を整備します。 ・つどいの広場の事業の実施	保育課
62	子育てに関する助成制度	児童の健康な成長と母親の健康を守るため、医療費を助成します。 ・こども医療費助成 ・妊産婦医療費助成 ・養育医療費助成	子育て支援課
63	子育て保健サービス事業	子育て保健の向上のため、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の充実を図るとともに地域に密着した母子保健組織の育成指導を行います。 ・乳幼児健診 ・健康教育 ・訪問指導 ・地区組織活動の充実 ・子育て世代包括支援センターの運営	健康課
		産後の不安解消と育児支援のために全戸訪問し、虐待の防止と早期発見に努めます。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ・養育支援訪問事業	健康課

(3)少子化対策の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
64	子育て家庭支援のための保育料助成制度	多子世帯の保育料を減額及び免除することにより、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。	保育課
65	不妊治療支援事業	不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康課
66	結婚対策事業	結婚を望む独身男女に出会いの場を提供し、幸せな家庭を築くための第一歩を支援します。 ・仲人会支援事業 ・出会いの場提供事業 ・とちぎ結婚支援センター運営への参画	子育て支援課
67	少子化対策事業	小中学生を中心に、赤ちゃんに触れ合うことを通して、命の尊さや将来の子育てに対する期待や意欲を育みます。 ・赤ちゃんふれあい体験交流事業	子育て支援課

施策の方向4

安心して暮らせる環境の整備



- 生活上のさまざまな困難の解決を図るため、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境の整備を図ります。
- 高齢者、障がい者、ひとり親、性的マイノリティ、外国人住民などの自立に向けた力を高めるための生活支援、安心できる生活環境の確保等、総合的な支援を行います。
- 防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進めます。

成果指標

項 目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
ひとり親へ就労支援の給付金を支給した者の就業率	100%	100%
権利擁護・虐待防止に関する研修会参加者数	中止	30人
日本語教室参加者数	123人 (一部中止)	960人
日本語指導ボランティア等養成講座受講者数	7人	20人
防災士の養成数 (女性の人数)	中止	50人 (10人)

《施策概要》

(1) 困難を抱える人が安心して暮らせるための相談・啓発

No.	事業名	事業内容	推進担当課
68	人権なんでも相談	人権に関する相談について、人権擁護委員による相談を実施します。	人権推進課
69	女性相談	女性相談員によるDVや離婚等の相談を実施します。	人権推進課
70	法律相談	法律問題の解決を図るため、弁護士による相談を実施します。	生活課
71	市民生活相談	日常生活の困りごと・心配ごとについて、相談員による相談を実施します。	生活課
72	消費生活相談	消費生活相談員による商品やサービスに関するトラブルなど消費生活全般についての相談を実施します。	生活課
73	青少年相談	青少年相談員による子ども、若者の思春期における悩み、ひきこもり、ニート、非行などの相談を実施します。	こども総合サポートセンター
74	生活支援相談	生活相談・支援センターにおいて、生計の悩みを相談員が聞き、問題解決に向けて支援します。	厚生課
75	成年後見制度相談	司法書士が成年後見制度に関する相談に応じます。	高齢福祉課

(2)高齢者・障がい者・ひとり親等への支援

No.	事業名	事業内容	推進担当課
76	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の向上のため、母子・父子自立支援員による相談事業やハローワークとの連携による個々のニーズに合った自立支援計画の策定を行います。	こども総合サポートセンター
77	ひとり親家庭の就業支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、自立支援給付金事業等の情報を提供し、就業を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・県の福祉資金貸付金の相談 	こども総合サポートセンター
78	ひとり親家庭の福祉向上	ひとり親家庭福祉会活動を支援することにより、ひとり親家庭の負担軽減や福祉の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭優待事業 	こども総合サポートセンター
79	ひとり親家庭等への助成制度	医療費助成や児童扶養手当・遺児手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的支援を行います。	子育て支援課
80	障がい児・者等への支援	障害者手帳交付時等に、「障がい福祉の手引き」等を配布し、障がい児・者向け各種制度の情報提供を行います。	障がい福祉課

No.	事業名	事業内容	推進担当課
81	高齢者等への支援	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関が連携体制を強化し、権利擁護や虐待防止の相談や研修会を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護ケース検討会議 ・権利擁護個別相談会 ・虐待ケース対応及び会議 ・権利擁護・虐待防止に関する研修会の開催 	高齢福祉課
		<p>高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスの拠点となる地域密着型サービス事業所の整備促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)整備 ・小規模多機能型居宅介護事業所整備 	介護保険課
82	生活困窮者自立支援事業	<p>生活困窮世帯の家計・就労等相談に対し、問題解決のために、関係部署や機関との調整・連携を図り、包括的な自立支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・家計改善支援事業 	厚生課
83	<u>新規</u> 性的マイノリティへの支援	<p>パートナーシップ宣誓制度による行政サービスの対応を行うことにより、性的マイノリティへの支援をします。</p>	人権推進課

(3)外国人住民への支援

No.	事業名	事業内容	推進担当課
84	外国人住民への相談支援	外国人住民の生活上の問題を解決するため、国際交流協会と連携し、中間支援の人材を確保するとともに、外国人相談窓口での相談支援を実施します。	地域活動支援課
85	コミュニケーションの支援と生活情報の発信	国際交流協会と連携し、日本語教室の開催やその教室を支援する指導ボランティアを養成することで、外国人住民と日本人住民とが互いにコミュニケーションが取りやすい環境をつくります。 ・日本語教室の開催 ・日本語教室指導ボランティア養成講座及びレベルアップ講座の開催 ・「やさしい日本語」による情報提供	地域活動支援課
		外国人住民が生活するのに必要な情報を提供するため、多言語版の資料を作成し、配布・配信します。 ・多言語版「広報かぬま」の作成と配布 ・多言語版広報アプリの導入 ・「くらしのガイド」多言語版の動画配信	地域活動支援課
86	外国人住民児童生徒教育支援	国際交流協会や関係部署と連携し、日本語能力が十分ではない児童生徒やその保護者を支援することで、充実した学校生活を送ることができるようにします。 ・日本語ボランティアへの配置、紹介 ・懇談時の通訳、通知等の翻訳 ・入学や学校生活等への協力	学校教育課
87	多言語版パンフレットの作成・配布	各種パンフレットの多言語版を作成し、外国人住民へのわかりやすい情報提供を行います。	地域活動支援課

(4)災害時における男女共同参画 **新規**

No.	事業名	事業内容	推進担当課
88	新規 避難所設置・運営における男女共同参画の推進	被災者支援において、女性の視点に配慮した避難所設置・運営を推進します。	危機管理課
89	災害時における避難行動要支援者支援	災害発生時に、要介護者や障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導や安否確認のため、継続的に避難行動要支援者名簿の整備を行い、住民組織等避難支援者等関係者と連携し、避難を支援します。	厚生課
90	新規 災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク事業 ^{※9} との連携	災害時における男女共同参画センター ^{※10} 等の相互支援ネットワークにより、大規模災害発生時に女性のニーズの集約・発信等連携協力します。	人権推進課

(5)防災における男女共同参画 **新規**

No.	事業名	事業内容	推進担当課
91	新規 防災分野への女性の進出支援	女性の消防団員の入団促進に積極的に取り組み、女性の消防団員の活躍を推進します。	地域消防課
92	新規 防災士資格取得の促進と支援	地域における防災活動に女性の視点を取り入れるため、防災士養成講座での女性の資格取得を推進します。	危機管理課

※9 災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク事業

平常時から男女共同参画センターの相互のネットワークを構築することにより、男女共同参画センター同士の共助の円滑化を図るとともに大規模災害発生時に全国の男女共同参画センターから物資、人、情報等を集約し発信することで、被災地へ的確に物資を提供し支援できる体制を整備することをいいます。

※10 男女共同参画センター

都道府県、市町村等が自主的に設置しており、「男女共同参画社会」の実現を目指した事業の展開、女性グループ等団体の活動の場の提供、相談、調査等多様な機能を果たす総合施設をいいます。

第5章 計画の推進体制

1 総合的な推進体制の充実

経済や社会環境の変化を踏まえた、男女共同参画社会を推進するためには、国、県、市、市民、事業者等が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら推進できるよう、推進体制の充実を図ることが重要です。

(1) 鹿沼市男女共同参画審議会の運営

男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するため、知識経験者・関係機関または関係団体の代表・公募による市民・市議会議員・行政関係者で組織する「男女共同参画審議会」を設置し、様々な立場からの意見を有効に活用し事業の推進に努めます。

(2) 市の推進体制の充実

行政内に「鹿沼市男女共同参画推進会議」を組織し、関係課の相互の調整を行うとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるように努めます。

(3) 国や県、他自治体との連携

男女共同参画社会の実現のための取組やさまざまな問題への対応について、国や県、他自治体との情報の共有を図り、課題の研究、協議等を行います。

(4) 市民・事業者との連携

「かぬま男女共同参画プラン」の推進は、市民、事業者、市などが一体となって取り組んでいくことが必要です。

積極的な市民の参画を期待するとともに、事業者や団体、グループなどが男女共同参画を推進するための情報提供やネットワークづくりなどの支援に努めます。

(5) 意識や実態の調査研究、推進状況の収集と提供

男女共同参画に関して市民の意識や実態を把握し、次の計画に反映させます。

また、「かぬま男女共同参画プラン」の施策目標の達成状況を把握し、総合的点検・評価を行い、進行管理に努め、市民に公表します。

2 数値目標

基本目標		項目	令和2年度実績	令和8年度目標	担当課		
I 互いに認め合う男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり	1	(1)	人権侵害されていないと感じる割合	74.3%	85.0%	人権推進課	
		(1)	仕事と家庭において男女平等が望ましい意識を持っている割合	86.0%	90.0%	人権推進課	
	2	(1)	子育てゼミナールの開催回数	中止	2回	生涯学習課	
			子育て交流のつどい参加人数	中止	250人	生涯学習課	
			子育て親育ち講座参加人数	134人	200人	生涯学習課	
	(2)	人権教育指導者専門講座参加校の割合	71%	71%	人権推進課		
	3	(2)	国際理解講座参加者数	中止	42人	地域活動支援課	
			多文化共生講座参加者数	35人	42人	地域活動支援課	
			学生友好訪問団の満足度	中止	90%	学校教育課	
			中学生海外体験学習派遣参加者の満足度	実施なし	90%	学校教育課	
	II あらゆる分野への男女共同参画の促進	1	(1)	審議会・委員会等における女性委員の割合	21.4%	40%以上 60%以下	人権推進課
		2	(2)	女性の認定農業者数	31人	31人	農政課
				地域環境学習の開催地区数	4地区	17地区 (累計)	環境課
3		(1)	家族経営協定締結数	192組	207組	農政課	
		(3)	創業支援者件数	74件	365件 (累計)	産業振興課	
4		(1)	ワーク・ライフ・バランスの実際の優先度 ①仕事と家庭生活をともに優先 ②仕事と地域・個人の生活をともに優先 ③仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先 ①から③を優先する人の割合	30.6%	40.0%	人権推進課	
			地域子育て支援センター実施か所数	4か所	4か所	保育課	
			一時保育の実施か所数	14か所	16か所	保育課	
			休日保育の実施か所数	1か所	1か所	保育課	
		(2)	病児・病後児(体調不良児)保育の実施か所数	2か所	2か所	保育課	
	放課後児童クラブ運営委託数		40クラス	43クラス	子育て支援課		
(3)	ハラスメント防止研修の実施回数	1回	2回	人事課			

基本目標		項目	令和2年度実績	令和8年度目標	担当課	
Ⅲ 誰もが安心していきいきと過ごせる社会をつくる	1	(2)	DV(ドメスティック・バイオレンス)の認知度	77.5%	80.0%	人権推進課
		(3)	デートDV(交際相手からの暴力)の認知度	54.0%	60.0%	人権推進課
	2	(1)	乳がん検診受診率	30.9%	36.0%	健康課
			子宮がん検診受診率	27.7%	33.0%	健康課
			食生活改善推進員活動回数	43回	80回	健康課
	(2)	ふれあいスポーツ大会参加者数	中止	300人	障がい福祉課	
		高齢者フェスティバル参加者数	中止	1,000人	高齢福祉課	
		介護予防普及啓発事業参加者数	175人	5,000人	高齢福祉課	
	3	(1)	妊娠届時の母子保健専門職による相談の実施率	100%	100%	健康課
		(3)	赤ちゃんふれあい体験交流事業による子育てへの関心度	80%	80%	子育て支援課
	4	(2)	ひとり親へ就労支援の給付金を支給した者の就業率	100%	100%	こども総合サポートセンター
			権利擁護・虐待防止に関する研修会参加者数	中止	30人	高齢福祉課
		(3)	日本語教室参加者数	123人 (一部中止)	960人	地域活動支援課
		(4)	日本語指導ボランティア等養成講座受講者数	7人	20人	地域消防課
		(5)	防災士の養成数(女性の人数)	中止	50人 (10人)	危機管理課